

## <基本資料集目次>

### 1. 法令関係

・救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法	1
・同法施行令	5
・法の成立経緯	6
・医療法（抄）	7
・医療提供体制の確保に関する基本方針	9
・救急医療の体制構築に係る指針（抄）	11
・助成金交付事業制度（概念図）	14
・助成金交付事業に係る登録に関する省令	15
・助成金交付事業に係る登録に関する省令施行通知	16

### 2. ドクターヘリ導入促進事業関連

・ドクターヘリ導入促進事業について	34
・ドクターヘリの写真	35
・実施要綱（概要・本文）	37
・財源別ドクターヘリ費用内訳	40
・飛行範囲円の図	41
・救命救急センターからの陸路搬送時間30分圏内人口の割合と都道府県別総人口	44

### 3. 搬送実績等関連

・道府県別・年度別搬送件数	45
・ドクターヘリ導入道府県における広域搬送に係る体制と実施状況	46
・離島からのヘリコプター搬送（医師等添乗）の状況	48
・ドクターヘリによる実転帰と救急車による推定転帰の比較	50
・ドクターヘリによる治療開始時間の短縮効果等	51
・ドクターヘリ等導入における国際比較	52
・各機関が運用するヘリコプターを用いた救急活動の現状	53
・日本航空医療学会調査による実績	54

### 4. 救急医療体制関連

・救急医療体系図	57
・救命救急センター設置状況一覧	58
・救命救急センターにおけるヘリポート設置状況及び搬送状況	61
・消防防災ヘリコプターの保有状況	66
・消防防災ヘリコプター災害出動状況	67
・救命救急センタードクターカー運行状況	68
・各搬送手段における公費及び医療保険による支援	73

# 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成十九年法律第二百二号）

## （目的）

第一条 この法律は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療が傷病者の救命、後遺症の軽減等に果たす役割の重要性にかんがみ、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の全国的な確保を図るために特別の措置を講ずることにより、良質かつ適切な救急医療を効率的に提供する体制の確保に寄与し、もつて国民の健康の保持及び安心して暮らすことのできる社会の実現に資することを目的とする。

## （定義）

第二条 この法律において「救急医療用ヘリコプター」とは、次の各号のいずれにも該当するヘリコプターをいう。

- 一 救急医療に必要な機器を装備し、及び医薬品を搭載していること。
- 二 救急医療に係る高度の医療を提供している病院の施設として、その敷地内その他の当該病院の医師が直ちに搭乗することができると場所に配備されていること。

## （救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する施策の目標等）

第三条 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する施策は、医師が救急医療用ヘリコプターに搭乗して速やかに傷病者の現在する場所に行き、当該救急医療用ヘリコプターに装備した機器又は搭載した医薬品を用いて当該傷病者に対し当該場所又は当該救急医療用ヘリコプターの機内において必要な治療を行いつつ、当該傷病者を速やかに医療機関その他の場所に搬送する」とのできる態勢を、地域の実情を踏まえつつ全国的に整備することを目標とするものとする。

2 前項の施策は、地域の実情に応じ次に掲げる事項に留意して行われるものとする。

- 一 傷病者の医療機関その他の場所への搬送に関し、必要に応じて消防機関、海上保安庁その他の関係機関との連携及び協力が適切に図られること。
- 二 べき地における救急医療の確保に寄与すること。
- 三 都道府県の区域を超えた連携及び協力の体制が整備されること。

## （医療法の基本方針に定める事項）

第四条 厚生労働大臣は、医療法（昭和二十二年法律第二百五号）第二十条の二第一項に規定する基本方針（次条第一項において「基本方針」といいう。）に、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する事項を定めるものとする。

#### (医療計画に定める事項)

第五条 都道府県は、医療法第二十条の四第一項の規定に基づき、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、同項に規定する医療計画を定め、又は同法第二十条の六の規定に基づき、これを変更する場合において、当該医療計画に救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保について定めるときは、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 都道府県において達成すべき救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に係る目標に関する事項
- 二 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療を提供する病院（以下単に「病院」という。）に関する事項
- 三 次条に規定する関係者の連携に関する事項

2 都道府県は、前項の場合において、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療が、隣接し又は近接する都道府県にまたがって確保される必要があると認めるときは、あらかじめ、当該都道府県と連絡調整を行うものとする。

#### (関係者の連携に関する措置)

第六条 都道府県は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供が行われる地域とともに、病院の医師、消防機関、都道府県及び市町村の職員、診療に関する学識経験者その他の関係者による次に掲げる基準の作成等のための協議の場を設ける等、関係者の連携に関する必要な措置を講ずるものとする。

- 一 当該救急医療用ヘリコプターの出動のための病院に対する傷病者の状態等の連絡に関する基準
- 二 当該救急医療用ヘリコプターの出動に係る消防機関等と病院との連絡体制に関する基準

#### (救急医療用ヘリコプターの着陸の場所の確保)

第七条 国、都道府県、市町村、道路管理者（道路管理者に代わってその権限を行なう者を含む。）その他の者は、救急医療用ヘリコプターの着陸の場所の確保に関し必要な協力を求められた場合には、これに応するよう努めるものとする。

#### (補助)

第八条 都道府県は、病院の開設者に対し、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供に要する費用の一部を補助することができる。

2 国は、予算の範囲内において、都道府県に対し、政令で定めるところにより、都道府県が前項の規定により補助する費用の一部を補助することができる。

#### (助成金交付事業を行う法人の登録)

第九条 病院の開設者に対し救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供に要する費用に充てるための助成金を交付する事業であつて厚生労働省

令で定めるもの（以下「助成金交付事業」という。）を行う當利を目的としない法人は、厚生労働大臣の登録を受けることができる。

2 次の各号のいずれかに該当する法人は、前項の登録を受けることができない。

一 第十一条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人

二 第十一条の規定による登録の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であった者でその取消しの日から二年を経過しないものがその業務を行う役員となつてはいる法人

3 厚生労働大臣は、第一項の登録の申請をした法人が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 助成金交付事業に関する基金であつて厚生労働省令で定める基準に適合するものを設け、助成金交付事業に要する費用に充てる」とを条件として政府及び都道府県以外の者から出そんされた金額の合計額をもつて、「これに充てるものである」と。

二 助成金交付事業を全国的に適正かつ確実に行つに足りるものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものである」と。

（報告又は資料の提出）

第十一条 厚生労働大臣は、助成金交付事業の適正な実施を確保するために必要な限度において、前条第一項の登録を受けた法人に対し、その業務又は経理の状況に關し報告又は資料の提出をさせることができる。

（指導及び助言）

第十一条 厚生労働大臣は、第九条第一項の登録を受けた法人に対し、助成金交付事業が円滑に実施されるように必要な指導及び助言を行つよう努め るものとする。

（登録の取消し）

第十二条 厚生労働大臣は、第九条第一項の登録を受けた法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 不正の手段により第九条第一項の登録を受けたとき。

二 第九条第二項各号に掲げる要件に適合しなくなつたとき。

三 第十条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。

（公示）

第十三条 厚生労働大臣は、第九条第一項の登録をしたとき及び前条の規定により同項の登録を取り消したときは、その旨を官報に公示しなければならない。

(厚生労働省令への委任)

第十四条 第九条から前条までに定めるもののほか、第九条第一項の登録に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第九条から第十四条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(健康保険等の適用に係る検討)

2 政府は、この法律の施行後二年を目途として、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供の効果、救急医療の提供に要する費用の負担の在り方等を勘案し、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供に要する費用のうち診療に要するものについて、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、労働者災害補償保険法（昭和二十一年法律第五十号）その他の医療に関する給付について定める法令の規定に基づく支払について検討を行い、必要があると認めたときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法施行令（平成十九年政令第百九十一号）

内閣は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成十九年法律第二百三号）第八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法第八条第二項の規定による国の都道府県に対する補助金の額は、各年度において都道府県が同条第一項の規定により補助する額（救急医療用ヘリコプターの運航に関する費用等を勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した額を限度とする。）に二分の一を乗じて得た額とする。

#### 附 則

この政令は、公布の日から施行する。

「救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法」の成立経緯（法案提出から公布まで）

平成 18 年 7 月～11 月

与党ドクターヘリワーキングチーム（全 10 回開催）  
において、法案の内容を検討

平成 19 年

4 月 26 日 参議院厚生労働委員会において、法案を同委員会より  
提出する旨決定

4 月 27 日 参議院本会議において、法案採決

6 月 15 日 衆議院厚生労働委員会において、法案採決

6 月 19 日 衆議院本会議において、法案採決

6 月 27 日 法律公布（一部を除き、同日、施行）

## 第五章 医療提供体制の確保

### 第一節 基本方針

第三十条の三 厚生労働大臣は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保（以下「医療提供体制の確保」という。）を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 医療提供体制の確保のため講じようとする施策の基本となるべき事項
  - 二 医療提供体制の確保に関する調査及び研究に関する基本的な事項
  - 三 医療提供体制の確保に係る目標に関する事項
  - 四 医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携並びに医療を受ける者に対する医療機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項
  - 五 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の確保に関する基本的な事項
  - 六 次条第一項に規定する医療計画の作成及び医療計画に基づく事業の実施状況の評価に関する基本的な事項
  - 七 その他医療提供体制の確保に関する重要な事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又は、これを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

### 第二節 医療計画

第三十条の四 都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。

- 2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 都道府県において達成すべき第四号及び第五号の事業の目標に関する事項
  - 二 第四号及び第五号の事業に係る医療連携体制（医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための体制をいう。以下同じ。）に関する事項
  - 三 医療連携体制における医療機能に関する情報の提供の推進に関する事項
  - 四 生活習慣病その他の国民の健康の保持を図るために特に広範かつ継続的な医療の提供が必要と認められる疾病として厚生労働省令で定めるものの治療又は予防に係る事業に関する事項

五 次に掲げる医療の確保に必要な事業（以下「救急医療等確保事業」という。）に関する事項（ハに掲げる医療については、その確保が必要な場合に限る。）

イ 救急医療

ロ 災害時における医療

ハ べき地の医療

ニ 周産期医療

ホ 小児医療（小児救急医療を含む。）

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、都道府県知事が当該都道府県における疾病の発生の状況等に照らして特に必要と認める医療

六 居宅等における医療の確保に関する事項

七 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の確保に関する事項

八 医療の安全の確保に関する事項

九 地域医療支援病院の整備の目標その他医療機能を考慮した医療提供施設の整備の目標に関する事項

十 主として病院の病床（次号に規定する病床並びに精神病院、感染症病床及び結核病床を除く。）及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分する区域の設定に関する事項

十一 二以上の前号に規定する区域を併せた区域であつて、主として厚生労働省令で定める特殊な医療を提供する病院の療養病床又は一般病床であつて当該医療に係るもの整備を図るべき地域的単位としての区域の設定に関する事項

十二 療養病床及び一般病床に係る基準病床数、精神病床に係る基準病床数、感染症病床に係る基準病床数並びに結核病床に係る基準病床数に関する事項

十三 前各号に掲げるものほか、医療提供体制の確保に関する必要な事項

3～12 [略]

第三十条の六 都道府県は、少なくとも五年ごとに第三十条の四第一項第一号及び第九号に定める目標の達成状況並びに同項各号（第一号及び第九号を除く。）に掲げる事項について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めたときは、当該都道府県の医療計画を変更するものとする。

住所 岐阜県各務原市鵜沼各務原町4丁目269番地5  
 李泰守 昭和38年9月19日生  
 李知愛 昭和43年11月30日生  
 李英樹 平成4年1月3日生  
 李明桓 平成6年1月6日生  
 李尚桓 平成8年12月3日生  
 住所 山口県柳井市日積1372番地  
 孫炳範 昭和53年4月27日生  
 住所 東京都台東区柳橋1丁目13番11号  
 マリテス・タルク・マスダ 昭和44年10月7日生  
 住所 東京都世田谷区松原5丁目8番10号  
 具祐子 昭和47年11月24日生  
 住所 神奈川県三浦郡葉山町一色1216番地4  
 趙律子 昭和43年5月21日生  
 住所 千葉県市川市東菅野2丁目14番1-205号  
 羅庭芳 昭和36年10月26日生  
 住所 東京都足立区綾瀬5丁目13番1号  
 全福光 昭和22年2月25日生  
 玄萬烈 昭和22年2月20日生  
 全雄一 昭和52年3月31日生  
 全美和 昭和55年8月16日生  
 住所 滋賀県大津市比叡平3丁目16番1号  
 朴洋子 昭和32年11月25日生  
 住所 滋賀県草津市大路2丁目4番6号  
 尹徹也 昭和58年1月5日生  
 住所 名古屋市名東区高間町12番地3  
 金佳惠 昭和40年12月29日生  
 住所 名古屋市緑区東神の倉3丁目2209番地  
 吳元澤 昭和45年7月8日生  
 住所 愛知県東海市名和町大根10番地10  
 李德積 昭和45年5月9日生  
 住所 愛知県豊田市小坂町4丁目13番地3  
 朴芳政 昭和37年11月8日生  
 崔善枝 昭和41年12月6日生  
 朴勇人 平成2年12月6日生  
 朴彩花 平成4年10月20日生  
 朴涼花 平成8年6月23日生  
 住所 愛知県岡崎市本宿町宇古新田9番地9  
 張松枝 昭和48年10月30日生  
 住所 愛知県岡崎市伊賀町字5丁目8番地  
 張君枝 昭和52年6月4日生  
 住所 名古屋市瑞穂区内浜町2番16号  
 姜貞山弓 昭和42年8月17日生  
 住所 愛知県春日井市中新町2丁目7番地35  
 金永一 昭和23年8月19日生  
 李信子 昭和25年2月10日生  
 金佳津枝 昭和50年1月31日生  
 金智彰 昭和52年4月12日生  
 金直紀 昭和59年5月3日生

住所 愛知県常滑市泉町1丁目44番地  
 李成一 昭和21年10月27日生  
 崔文子 昭和26年6月29日生  
 李芳香 昭和48年2月24日生  
 李圭雨 昭和51年4月27日生  
 住所 東京都国分寺市北町5丁目6番地6  
 李潤雨 昭和53年6月9日生  
 住所 愛知県常滑市白山町1丁目174番地  
 李成二 昭和29年9月17日生  
 住所 愛知県瀬戸市東長根町229番地2  
 宮井雅美 昭和51年1月1日生  
 住所 名古屋市南区三吉町3丁目36番地  
 李美里 昭和34年6月29日生  
 金夏実 平成3年8月7日生  
 住所 名古屋市守山区鼓が丘2丁目1001番地  
 金隆生 昭和54年4月18日生  
 住所 愛知県豊田市御幸本町7丁目300番地7  
 李在吉 昭和22年9月11日生  
 鄭經子 昭和22年7月2日生  
 李明華 昭和46年6月6日生  
 住所 奈良県葛城市八川99番地7  
 朴博行 昭和40年6月4日生  
 韓和美 昭和44年10月31日生  
 朴啓吾 平成9年2月10日生  
 朴雪那 平成11年9月19日生  
 住所 東京都立川市羽衣町2丁目41番7号  
 洪明花 昭和55年4月6日生  
 住所 水城県東水城郡城里町大字石塚2208番地1  
 鄭明子 昭和54年9月11日生  
 住所 東京都世田谷区尾山台3丁目23番8号  
 朴周邦 昭和48年11月7日生  
 住所 東京都調布市富士見町3丁目19番地1  
 徐英順 昭和38年2月26日生  
 徐美伊菜 平成10年1月25日生  
 住所 東京都調布市富士見町3丁目19番地1  
 徐泰秀 昭和39年10月25日生  
 住所 東京都調布市富士見町2丁目22番地13  
 徐泰信 昭和41年1月22日生  
 住所 東京都調布市富士見町2丁目22番地13  
 徐千代 昭和43年5月6日生  
 住所 大阪府大東市野崎2丁目3番10号  
 柳永次 昭和44年8月23日生  
 金寿江美 昭和45年5月31日生  
 柳真輝 平成6年5月1日生  
 柳知裕 平成8年9月17日生

住所 大阪市西成区長橋2丁目6番19号  
 金貴子 昭和52年4月27日生  
 住所 大阪府東大阪市柏田西3丁目11番42号  
 康泰立 昭和20年12月7日生  
 李末子 昭和20年2月4日生  
 康文子 昭和44年5月10日生  
 林里佳 平成11年12月17日生  
 住所 大阪市住吉区苑田5丁目11番11-702号  
 崔美惠 昭和41年1月13日生  
 住所 京都府南丹市八木町八木杉ノ前8番地1  
 福眞逸 昭和39年3月21日生  
 住所 京都市伏見区深草紺屋町16番地  
 朴京三 昭和30年12月17日生  
 河政江 昭和34年11月4日生  
 朴三幸 昭和61年1月3日生  
 朴泰代 昭和63年9月10日生  
 朴奈津代 平成3年8月11日生  
 住所 京都市右京区梅津徳丸町9番地1  
 菊江 昭和38年7月14日生  
 住所 京都府向日市物集女町北ノ口55番地9  
 崔正男 昭和19年2月21日生  
 尹永子 昭和23年7月28日生  
 崔弘一 昭和45年8月31日生  
 住所 京都市伏見区景勝町43番地9  
 李昌代 昭和32年8月12日生  
 劉麻美 平成4年6月9日生  
 住所 京都市右京区太秦上刑部町21番地32  
 李滋弘 昭和45年6月8日生  
 住所 京都市西京区桂清水町34番地5  
 李容蕙 昭和33年12月26日生  
 住所 京都市山科区小野御所ノ内町29番地  
 李昌代 昭和43年1月12日生  
 住所 滋賀県大津市横木1丁目13番4号  
 李貞仙 昭和17年8月3日生  
 李廣司 昭和45年7月3日生  
 住所 神戸市灘区摩耶海岸通2丁目3番13-403号  
 金昌俊 昭和45年10月11日生  
 ○財務省告示第44号  
 分離済格張替国債の割定等に関する命令(平成十四年財務省令第66号)第二条第一項に規定する固定の利付国庫債券を定める件(平成十五年1月財務省令第11号)の一部を次のよう改正する。

平成十九年十一月六日

財務大臣 稲賀福志郎

第五号の次に次の二号を加える。

六 利付国庫債券(四十一年)

## ○財務省告示第44号

医療法(昭和11年法律第110号)第三十一条の二第一項の規定に基づき、医療提供体制の確保に関する基本方針(平成十九年厚生労働省告示第70号)の一部を次のように改正し、平成十九年十一月六日から適用する。

平成十九年十一月六日

厚生労働大臣 特添要一  
 第四の二に次のよう改める。

11 患病又は事業による医療連携体制のあり方  
 四疾痛及び五事業に係る医療連携体制につ  
 いては、それ以下に該能に即して、地域  
 の医療提供施設の医療機能を医療計画に明示  
 するといふことが必要である。これにより、患者や  
 住民に対して、分かりやすく情報提供の推進を  
 図る必要がある。

### 1 患病又は事業による明示する機能

(一) がん  
 がんの種別による専門的ながん医療を行  
 う機能、緩和ケアを行なう機能及び相談  
 支援を行なう機能(がん診療連携拠点病院、  
 医療機能に着目した診療実施施設等)

### (二) 脳卒中

救急医療の機能、身体機能を回復させ  
 るリハビリテーションを提供する機能及  
 び日常生活に復帰せしめリハビリテー  
 ションを提供する機能(発症から入院そ  
 して居宅等に復帰するまでの医療の流れ  
 や、医療機能に着目した診療実施施設(急  
 性期・回復期・居宅等の機能による医療  
 機能)等)

### (三) 急性心筋梗塞

救急医療の機能及び身体機能を回復させ  
 るリハビリテーションを提供する機能  
 (発症から入院そして居宅等に復帰する  
 までの医療の流れ、医療機能に着目した  
 診療実施施設(急性期・回復期・居宅等  
 の機能による医療機能)等)

### (四) 糖尿病

重篤な疾病を予防するための生活指導  
 を行なう機能及び糖尿病による合併症を合  
 めた疾病的治療を行なう機能(発症から居  
 宅等で継続して治療するまでの医療の流れ  
 や、医療機能に着目した診療実施施設等)

## (五) 救急医療

休日夜間急患センターや二十四時間対応する診療所等で初期の救急医療を提供する機能、緊急手術や入院を必要とする機能、緊急患者に医療を提供する機能及び生命にかかる重篤な救急患者に救命医療を提供する機能(都道府県内の「プロック」)と、の救急医療機関の役割、在宅当番医制又は休日夜間急患センター、入院を要する救急医療機関・救命救急センター、実際に搬送される患者の状態、自動体外式除細動器(AED)等病院前救護体制や消防機関との連携(病院間搬送を含む等)

## (六) 災害時における医療

災害時に被災地へ出勤し、迅速に救命医療を提供する機能、その後避難所等において診療活動を行う機能、被災しても医療提供を引き続き維持し被災地での医療提供の拠点となる機能及びNBC(核兵器、生物兵器、化学兵器等によるテロを含む)等特殊な災害に対し医療支援を行う機能(都道府県内外での災害発生時の医療の対応(災害派遣医療チーム(DMAT)の整備状況と活用計画を含む)、広域搬送の方法、後方医療施設の確保、消防・警察等関係機関との連携、地域災害・救急医療情報システムの状況、災害拠点病院の耐震化・医薬品の備蓄状況、災害に対する訓練計画等)。

## (七) べき地の医療

べき地保健医療計画と整合性がとれる、継続的にべき地の医療を支援できる機能(第十次べき地保健医療対策を踏まえた対応、搬送・巡回診療、医師確保等べき地の支援方法等による連携体制等)。

## (八) 周産期医療

正常な分娩を扱う機能(日常の生活・保健指導及び新生児の医療相談の機能を含む)及び高度な診療を要するリスクの高い分娩を扱う機能(妊娠産婦の状態に応じ、居宅等に戻るまでの医療の流れ、病態・医療機能に着目した診療実施施設、総合周産期母子医療センターと地域の周産期医療の医療連携体制(搬送体制を含む)、自治体立病院等の産科に関する医療資源の集約化・重点化等)

## (九) 小児医療

小児の健康状態の相談を行う機能、在宅当番医制、休日夜間急患センターや二十四時間対応する診療所等初期の小児救急医療を提供する機能、緊急手術や入院を必要とする機能、緊急患者に医療を提供する機能及び生命にかかる重篤な救急患者に救命医療を提供する機能(都道府県内の「プロック」)と、の救急医療機関の役割、在宅当番医制又は休日夜間急患センター、入院を要する救急医療機関・救命救急センター、実際に搬送される患者の状態、自動体外式除細動器(AED)等病院前救護体制や消防機関との連携(病院間搬送を含む等)

## 2

(一) 事業者による配慮すべき事項  
救急医療において、生命にかかる重篤な救急患者に救命医療を提供する機能を有する医療機関である高度救命救急センターを医療計画に明示する場合には、広範囲熱傷、急性中毒等の特殊疾病のうち、特に当該センターが対応体制を整備しているものについて記載する必要がある。なお、この場合においては、当該都道府県内のセンターに限らず、広域的に対応する隣接都道府県のセンターを記載することができる。

精神科救急医療については、輪番制による緊急時における適切な医療及び保護の機会を確保するための機能、重度の症状を呈する精神科急性期患者に対応する中核的なセンター機能を強化する」とが求められる。

〔一〕 救急医療や災害時における医療について、患者の緊急度、重症度等に応じた適切な対応が求められる。このため、救急用自動車はもとより、ドクターカー(必要な機器等を装備し、医師等が同乗する)により救命医療が可能な救急搬送車両をつくる、消防防災ヘリコプターを含む救急患者搬送用のヘリコプター等の搬送手段を活用するとともに、より救急医療の確保を図ることが重要である。その際、今般、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法(平成十九年法律第二〇二号)が成立したこと

条に規定する救急医療用ヘリコプターを用いることが考えられる。この場合は、法第五条第一項の規定に基づき、医療計画に同項目各号に掲げる事項を定めることとが求められる。したがって、連携の確保が、救急医療の連携の確保に当たっては、いわゆるメカカルコントロール体制の一層の充実・強化を図ることも重要である。

〔二〕 離島やべき地における医療について、医師等の個人の努力に依存するのではなく、べき地保健医療対策に基づく各般の施策による充実が必要であり、特に、機関・救命救急センター・病院間搬送・電話相談事業等)の状況、自治体立病院等の小児科に関する医療資源の集約化・重点化等)

〔三〕 離島やべき地における医療について、医師等による小児救急医療を含む、都道府県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔四〕 小児医療については、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔五〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔六〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔七〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔八〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔九〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔一〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔二〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔三〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔四〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔五〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔六〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔七〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔八〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔九〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔一〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔二〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔三〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔四〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔五〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔六〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔七〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔八〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔九〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔一〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔二〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔三〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔四〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔五〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔六〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔七〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔八〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔九〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔一〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔二〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔三〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔四〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔五〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔六〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔七〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔八〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔九〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔一〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔二〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔三〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔四〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔五〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔六〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔七〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔八〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔九〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔一〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔二〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔三〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔四〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔五〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔六〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔七〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔八〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔九〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔一〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔二〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔三〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔四〕 小児医療について、小児科医師や看護師等による小児救急医療を含む、都道府

県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)を加える。

〔五

## 救急医療の体制構築に係る指針（抄）

### 第1 救急医療の現状

#### 2 救急医療の提供体制

救急医療の提供体制は、およそ以下のとおりになっている。

##### (1) 病院前救護活動

###### ③ 搬送手段の多様化とその選択

従来の救急車に加えドクターカー、救急医療用ヘリコプター（ドクターへリ）\*、  
消防防災ヘリコプター等の活用が広まりつつある。

ヘリコプターによる救急搬送については、ドクターへリが10県で運用され年間4千件余りの出動件数を数え、消防防災ヘリコプターについても全国で70機が運用され、救急搬送のために年間2千5百件近く出動している。

現状では、救急搬送全体に占める航空機の利用はわずかであるが、今後は、緊急性が高くかつ適切な医療機関への搬送が長距離に及ぶ患者に対しては、ヘリコプター等の利用が期待される。

また、消防機関の救急救命士等が、メディカルコントロール体制のもとに適切な観察と判断等を行い、地域の特性と患者の重症度・緊急性に応じて搬送手段を選択し、適切な医療機関に直接搬送できる体制の整備が重要である。

###### ※ 救急医療用ヘリコプター（ドクターへリ）について

救急医療用ヘリコプター（ドクターへリ）を用いた救急医療が傷病者の救命、後遺症の軽減等に果たす役割の重要性をかんがみ、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の全国的な確保を図ることを目的に、「救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法」が、平成19年6月27日に施行された。

都道府県が医療計画を策定するに当たって、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保について定めるとき又は変更するときには、下記事項について記載することが求められる。

- ・ 都道府県において達成すべき救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に係る目標に関する事項
- ・ 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療を提供する病院に関する事項
- ・ 関係者の連携に関する事項

## (2) 救命救急医療機関（第三次救急医療機関）

### ③ アクセス時間を考慮した体制の整備

救急医療（特に、脳卒中、急性心筋梗塞、重症外傷等の救命救急医療）においては、アクセス時間（発症から医療機関で診療を受けるまでの時間）の長短が、患者の予後を左右する重要な因子の一つである。

従って、特に救命救急医療の整備に当たっては、どこで患者が発生したとしても一定のアクセス時間内に、適切な医療機関に到着できる体制を整備する必要がある。

なお、アクセス時間は、単に医療機関までの搬送時間ではなく、発症から適切な医療機関で適切な治療が開始されるまでの時間として捉えるべきである。

そのためには、一定の人口規模を目安にしつつも、地理的な配置を考慮して、地理情報システム（G I S<sup>\*</sup>）等の結果を参考に、地理的空白地帯を埋める形で、適切な治療が可能な救命救急医療機関の整備を進める必要がある。

※ G I S (Geographic Information System)

地図に相当する地理情報のデータベースと、表示、案内、検索等の機能を一体とするコンピュータシステムのこと。当該システムの活用により、救急医療機関までのアクセス時間等を計算することが可能となる。

なお、救命救急医療を必要とする患者の発生がそれほど見込めない場合や、十分な診療体制を維持できない場合は、例えば、ヘリコプターで患者搬送を行うといった搬送手段の工夫によりアクセス時間を短縮する等して、どの地域で発生した患者についても、一定のアクセス時間内に、必要な救命救急医療を受けられる体制を構築する必要がある。

今後新たに救命救急医療施設等の整備を進める際には、前記視点に加え、一施設当たりの患者数を一定以上に維持する等して質の高い救急医療を提供することが重要である。

## 第2 医療機関とその連携

### 1 目指すべき方向

#### (1) 適切な病院前救護活動が可能な体制

##### ③ メディカルコントロールによる搬送手段の選択及び適切な医療機関へ直接搬送する体制の実施

## (2) 重症度・緊急度に応じた医療が提供可能な体制

- ② 救急医療に係る資源の効率的な配置とアクセス時間を考慮した整備

### **2 各医療機能と連携**

#### (1) 病院前救護活動の機能【救護】

##### ① 目標

- ・ メディカルコントロールにより、搬送手段を選択し適切な救急医療機関へ直接搬送すること

##### ② 関係者に求められる事項

ア 住民等

イ 消防機関の救急救命士等

- ・ 搬送手段を選定し、適切な急性期医療を担う医療機関を選定し、傷病者を速やかに搬送すること

ウ メディカルコントロール協議会等

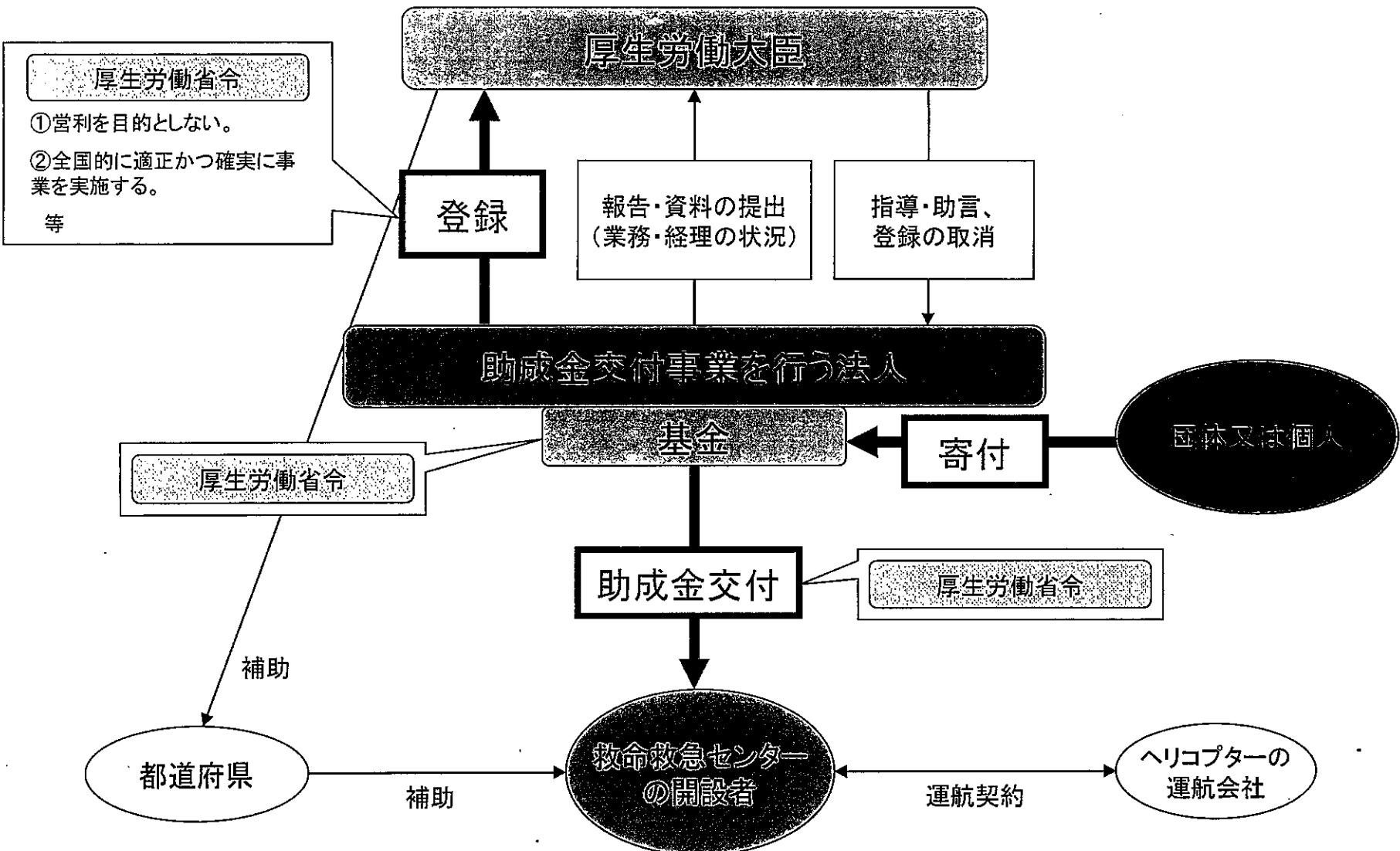
- ・ 搬送手段を選定し、適切な医療機関に搬送するためのプロトコールを策定し、事後検証等によって隨時改訂すること
- ・ ドクターカーやドクターへリ等の搬送手段の活用の適否について、地域において定期的に検討すること
- ・ ドクターへリや消防防災ヘリコプター等の活用に際しては、関係者の連携について協議する場を設け、効率的な運用を図ること

#### (2-1) 救命救急医療機関（第三次救急医療）の機能【救命医療】

##### ② 医療機関に求められる事項

- ・ 必要に応じ、ドクターへリ、ドクターカーを用いた救命救急医療を提供すること

# 助成金交付事業制度(概念図)



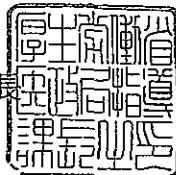




医政指発第0414001号  
平成20年4月14日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局指導課長



### 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法に規定する助成金交付事業に係る登録に関する省令の施行について

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号。以下「法」という。）については、平成19年6月27日に公布され、同日一部施行されたところであるが、法第9条から第14条までに規定する助成金交付事業を行う法人の登録については、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法の一部の施行期日を定める政令（平成20年政令第60号）及び救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法に規定する助成金交付事業に係る登録に関する省令（平成20年厚生労働省令第46号。以下「省令」という。）が本年3月24日及び26日に公布され、本年4月1日に施行されたところである。

については、下記について、貴管下の関係団体等に対し、周知方お願いする。

#### 記

##### 1 助成金交付事業に要する費用の種類（省令第1条関係）

省令第1条各号に掲げる費用の具体例は、以下のとおりとすること。

###### （1）第1号関係

以下に掲げる救急医療用ヘリコプターの確保及びその運航のための基盤整備に要

する費用をいう。

- ① 機体の購入費用、改造費用及びリース費用（予備機に係る費用を含む。）
- ② 基地ヘリポート（法第5条第1項第2号に規定する病院の施設として設置されているヘリポートをいう。）の整備に要する費用、着陸先ヘリポート（法第7条に規定する救急医療用ヘリコプターの着陸の場所として予め設置されているヘリポートをいう。）の整備に要する費用、ヘリコプター用の格納庫の整備に要する費用及び各種ヘリポートにおける夜間照明器具の設置に要する費用
- ③ 給油施設の整備に要する費用及び給油用ヘリポートの確保に要する費用
- ④ 運航司令室の設営に要する費用
- ⑤ ヘリコプターに搭載する医療機器及び無線機器の確保に要する費用

#### (2) 第2号関係

以下に掲げる救急医療用ヘリコプターの運航に要する費用をいう。

- ① 燃油費
- ② ヘリコプターに搭乗する医師等医療従事者、操縦士、整備士及び運航管理士の人件費
- ③ ヘリコプターの機体の維持管理に要する費用
- ④ ヘリコプターに搭載する医療材料等消耗品の費用及び医療機器の維持管理に要する費用
- ⑤ 運航司令室の維持管理に要する通信運搬費及び光熱水費

#### (3) 第3号関係

以下に掲げる救急医療用ヘリコプターの運航の円滑化を図るために要する費用をいう。

- ① 運航委員会の開催に要する費用
- ② メディカルコントロールによる救急医療用ヘリコプターの運航に関する検証に要する費用
- ③ 医師、操縦士等ヘリコプターに搭乗する者を対象として行われる救急医療用ヘリコプターに関する研修に要する費用
- ④ 搭乗者の被服等に要する費用
- ⑤ 搭乗者及び搬送される患者の損害補償に要する費用
- ⑥ ヘリコプターの離発着により生じる地域住民等に対する損害補償に要する費用
- ⑦ 見学会、ポスター印刷等地域住民等に対する救急医療用ヘリコプターの普及啓発に要する費用

#### (4) 第4号関係

以下に掲げる救急医療用ヘリコプターの運航に関する調査研究に要する費用をいう。

- ① G P S (Global Positioning System: 全地球測位システム) を用いた運航に関する研究に要する費用

- ② 夜間飛行の安全の検証に要する費用
- ③ 全国の救急医療用ヘリコプターの運航関係者による共同研究や意見交換会に要する費用
- ④ 病院の機能評価等に要する費用

## 2 法人の登録申請（省令第2条関係）

法第9条第1項の登録を受けようとする法人（営利を目的としない法人に限る。）は、以下により、申請書及び添付文書を厚生労働省医政局指導課に提出すること。

### （1）申請書

以下に掲げる事項を記載すること（申請書様式例参照）。

- ① 法人名並びに代表者の署名（職名・氏名）又は記名押印
- ② 住所、連絡先（電話、FAX、電子メール等）及び担当者氏名
- ③ 申請年月日
- ④ 実施を予定している助成金交付事業の対象となる費用の種類

### （2）添付書類

申請書に以下に掲げる書類を添付すること。

- ① 定款又は寄附行為
- ② 法第9条第2項各号に規定する欠格条項に該当しない旨を説明する書類（添付書類1様式例参照）
- ③ 基金が省令第3条第1号から第4号まで及び第6号の基準に適合することを証する書類（以下の事項を記載すること。添付書類2様式例参照）
  - ア 基金の管理者の署名（職名・氏名）又は記名押印（省令第3条第1号関係）
  - イ 基金の構成（同条第2号関係）
  - ウ 基金の使用計画（同条第3号及び第4号関係）
  - エ 基金の運用状況に関する記録の作成とその保存方法（同条第6号関係）
- ④ 法人が省令第4条各号に掲げる基準に適合することを証する書類（以下の事項を記載すること。添付書類様式例3参考）
  - ア 役員の職名・氏名（省令第4条第1号関係）
  - イ 救急医療の充実に資する事業についての実績（同条第2号関係）
    - なお、同号に規定する「相当の実績」とは、少なくとも過去1年間、救急医療に関する事業を実施していることをいう。
  - ウ 助成金の交付に関する計画（同条第3号及び第4号関係）
  - エ 法人に設置する第三者委員会の委員の職名・氏名（同条第5号関係）
    - なお、「同号に規定する医療に関して識見を有する者」とは、例えば、診療に関する学識経験者の団体の代表者等をいう。
  - オ 助成金交付事業を適確かつ円滑に実施するための経理的基礎及び技術的能力（同条第6号関係）
  - カ 各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族である役員の

数（同条第7号関係）

- キ 社員その他の構成員、役員、評議員又は使用人及びこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族に対して特別の利益を与えていないこと（同条第8号関係）
- ク 不適正な経理が行われていないこと（同条第9号関係）
- ケ 法人に、法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと（同条第10号関係）

3 実施状況の報告（省令第5条関係。報告書様式参照）

登録を受けている法人は、毎事業年度経過後3か月以内に次の事項について厚生労働省医政局指導課に書面にて提出しなければならない。

（1）基金の収支状況

- ① 基金の年間の収支金額
- ② 寄附を行った団体又は個人の名前
- ③ 寄附が行われた年月日及び寄附の金額
- ④ 基金の支出についての第三者委員会の意見の聴取状況（（2）ウを除く。）

（2）当該事業年度中に実施した助成金交付事業の内容

- ① 助成金交付の対象となった病院名
- ② 対象となった費用の内容及びその金額
- ③ 助成金交付についての第三者委員会の意見の聴取状況

4 登録内容の変更又は登録の取下げ

法人は、上記2の登録内容に変更を生じた場合、又は登録を取り下げる場合、厚生労働省医政局指導課に速やかにその旨を報告しなければならない。

**申請書様式例（第2条関係）**

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

(主たる事務所の所在地)

(法人名)

(代表者の職名・氏名)

印

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法第9条第1項に  
係る登録の申請について

標記について、別添の書類とともに下記のとおり申請します。

記

実施を予定している助成金交付事業の対象となる費用の種類

1	救急医療用ヘリコプターの確保及びその運航のための基盤整備
2	救急医療用ヘリコプターの運航
3	救急医療用ヘリコプターの運航の円滑化を図るための措置
4	救急医療用ヘリコプターの運航に関する調査研究

(注：以上のいずれかに○を付して下さい（複数可）。)

担当者	職名・氏名	
	連絡先 (電話、FAX、E-mail)	

添付書類 1 様式例

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法第9条第2項各号に規定する欠格条項に該当しない旨を説明する書類

平成 年 月 日

(法人名)

(代表者の職名・氏名) 印

以下のとおり相違ありません。

1. 過去における登録取消の有無（どちらかを○で囲んで下さい。）

有 無

2. 1. で「有」に○を付けた場合は、その年月日

平成 年 月 日

3. 1. で「有」に○を付けた場合は、その取消事由（該当するものを○で囲んで下さい。）

- ① 不正の手段による法第9条第1項の登録を受けたため。
- ② 法第9条第3項各号に掲げる要件に適合しなくなったため。
- ③ 法第10条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたため。
- ④ この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したため。

4. 1. で「有」に○を付けた場合は、その取消に係る法人の業務を行う役員であった者の氏名及びその者が申請日時点では役員となっているすべての法人名

役員の氏名	申請日時点で役員となっているすべての法人名

**添付書類2様式例**

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法第9条第3項第1号に規定する助成金交付事業に関する基金の基準に適合することを証する書類

平成 年 月 日

(法人名)

(代表者の職名・氏名)

印

以下のとおり相違ありません。

1. 基金の管理者の職名・氏名

(職名)

(氏名)

2. 基金の構成

直近に終了した会計年度における基金総額（見込みの場合を含む。）

（ 円）

<内訳>

①寄付金 （ 円）

②基金の運用により生じた収益 （ 円）

3. 基金の使用計画（予定額）

① 助成金交付に要する費用 （ 円）

<算定根拠>

③ 基金の管理運用費 ( 円 )

<算定根拠>

#### 4. 基金の運用状況に関する記録の作成とその保存方法

(記載例)

当該基金については、他の預金とは別に口座を設けて管理しており、過去の通帳も全て保存する。

**添付書類 3 様式例**

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法第9条第3項第2号に規定する助成金交付事業を行う法人の基準に適合することを証する書類

平成 年 月 日

(法人名)

(代表者の職名・氏名)

印

以下のとおり相違ありません。

1. 役員の職名・氏名及びその識見に係る経歴等（別添1-1, 1-2）

2. 過去に実施した救急医療の充実に資する事業に関する概要

期間	事業の概要
平成○年～平成△年	救急医療に関するシンポジウムを全国で開催。

3. 助成金の交付に関する計画（予定）

助成金交付時期	助成金交付先	対象となる費用	交付金額
平成○年○月○日	(○○県) ○○救命救急センター	①燃油費 ②普及啓発費	①○○円 ②△△円

4. 第三者委員会の委員の職名・氏名（別添2-1, 2-2）

5. 助成金交付事業を適確かつ円滑に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること

(1) 経理的基礎（可能な限り、直近の3会計年度分の決算書より）

	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度
試算合計			
負債合計			
純資産合計			
自己資本比率			

(2) 技術的能力

(記載例)

助成金交付と同様の〇〇事業をこれまで〇年間に渡り実施しており、当法人の職員が〇人が関わってきた。本事業についても〇人体制で取り組む予定である。

6. 各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族である役員の数

①役員の総数（　　人）

②最も人数の多い親族等のグループの人数（　　人）

7. 社員その他の構成員、役員、評議員又は使用人及びこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族に対し、特別の利益供与の有無（以下の項目ごとに、いずれかに〇を付け、「有」とした場合は、その具体的な内容を記載して下さい。）

項目		具体的な内容
①施設の利用	有・無	
②金銭の貸付	有・無	

③資産の譲渡	有・無	
④給与の支給	有・無	
⑤役員等の選任	有・無	
⑥その他財産の運用及び事業の運営	有・無	

8. 不適正な経理が行われていないこと

(記載例)

当法人の監事である〇〇が定期的に監査をしており、適切に経理を行っている。

9. 法人に、法定に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無（以下の項目ごとに、いずれかに○を付け、「有」とした場合は、その具体的な内容を記載して下さい。）

項目		具体的な内容
①法令違反	有・無	
②虚偽、不正等による利益取得	有・無	
③その他公益に反する事実	有・無	

(別添1-1)

名簿(役員)

(平成 年 月 日現在)

役員名	役職名	氏名	生年月日	年齢	性別	住所	職業	続柄
役員名	理事長							
	理 事	"						
	"							
	"							
	"							
	"							
	"							
	"							
	監 事							
	"							
	"							
	"							
	計	名						

(作成上の注意)

1. 役員の全員を記入すること。
2. 職業は具体的に記載すること。  
〈例〉当診療所の管理者、当診療所の看護師、他病院医師、大学病院医師、医学生等
3. 続柄は、理事長(本人)との続柄を記載すること。

(別添1-2)

履歴書  
(役員)

現住所

氏名(ふりがな)

生年月日

学歴(概ね高校以上)

(注) 医師(歯科医師)については、医師(歯科医師)免許番号、登録年月日を記載すること。

職歴(特に、救急医療の識見に係る経歴について詳細に。)

賞罰(ない場合はなしと記入すること)

以上のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

氏名

印

(別添2-1)

名簿 (第三者委員会)

(平成 年 月 日現在)

役員名	役職名	氏名	生年月日	年齢	性別	住所	職業	続柄
役員名	代表者員	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	計	名						

(作成上の注意)

- 構成委員の全員を記入すること。
- 職業は具体的に記載すること。  
〈例〉当診療所の管理者、当診療所の看護師、他病院医師、大学病院医師、医学生等
- 続柄は、理事長（本人）との続柄を記載すること。

(別添2-2)

履歴書  
(第三者委員会委員)

現住所

氏名(ふりがな)

生年月日

学歴(概ね高校以上)

(注) 医師(歯科医師)については、医師(歯科医師)免許番号、登録年月日を記載すること。

職歴(特に、医療、法律、会計等の識見に係る経歴について詳細に。)

賞罰(ない場合はなしと記入すること)

以上のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

氏名

印

報告書様式例（第5条関係）

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

(主たる事務所の所在地)

(法人名)

(代表者の職名・氏名)

印

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法に規定する助成金交付事業の実施状況について（報告）

標記について、下記のとおり報告します。

記

1. 基金の年間の収支金額

- (1) 事業年度；平成 年 月 日  
～ 年 月 日
- (2) 収入金額 ( 円)  
<内訳>  
①寄付金 ( 円)  
②基金の運用により生じた収益 ( 円)
- (3) 支出金額 ( 円)

2. 寄附の実績

寄附が行われた 年月日	寄附を行った団体 又は個人の名前	寄附の金額

3. 基金の支出についての第三者委員会の意見の聴取状況

(記載例)

基金の支出については事業年度当初において、第三者委員会に計画の説明を行っており、その後も進捗状況について定期的に説明を行っている。

第三者委員会の 代表者氏名（署名）	
----------------------	--

4. 当該事業年度中に実施した助成金交付事業の内容（実績）

助成金交付時期	助成金交付先	対象となった費用	交付金額
平成〇年〇月〇日	(〇〇県) 〇〇救命救急センター	①燃油費 ②普及啓発費	①〇〇円 ②△△円

## 5. 助成金交付事業の実施についての第三者委員会の意見の聴取状況

(記載例)

助成金交付事業については事業年度当初において、第三者委員会に計画の説明を行っており、その後も進捗状況について定期的に説明を行っている。

第三者委員会の 代表者氏名（署名）	
----------------------	--

## ドクターへリ導入促進事業について

### 概要

- 厚生労働省において平成11年度及び平成12年度に川崎医科大学付属病院高度救命救急センター（岡山県）、東海大学医学部付属病院救命救急センター（神奈川県）の全国2ヶ所で「ドクターへリ試行的事業」を実施し、これまでの実績においても救命救急医療上、顕著な成果をあげている。
- 内閣（内政審議室）に設けられた「ドクターへリ調査検討委員会」において、ドクターへリ事業の実施を強く期待する報告書（平成12年6月）がとりまとめられ、平成13年度から、救急医療体制のさらなる充実を図るため、ドクターへリ導入促進事業を全国展開している。
- 平成13年度は、岡山県（川崎医科大学附属病院）、静岡県（聖隸三方原病院）（平成18年度より県単独事業として実施）、千葉県（日本医大千葉北総病院）、愛知県（愛知医科大学附属病院）、福岡県（久留米大学病院）の5県で導入。  
平成14年度は、神奈川県（東海大学病院）、和歌山県（和歌山県立医大附属病院）の2県で導入。  
平成15年度は、静岡県にて2機目（順天堂大学医学部附属静岡病院）を導入。  
平成17年度は、北海道（手稲済仁会病院）、長野県（佐久総合病院）の2道県で導入。  
平成18年度は、長崎県（長崎医療センター）で導入。  
平成19年度は、埼玉県（埼玉医科大学総合医療センター）、大阪府（大阪大学医学部附属病院）、福島県（福島県立医科大学附属病院）の3府県で導入。  
平成20年度は、青森県、群馬県、沖縄県の3県で導入予定。

※ 平成20年7月末現在、13道府県・13機にて事業を実施。

### 平成21年度要求額

- |         |                        |
|---------|------------------------|
| 事 業 名   | ドクターへリ導入促進事業           |
| 予 算 額   | 2,015百万円（前年度1,359百万円）  |
| 箇 所 数   | 24ヶ所（前年度16ヶ所）          |
| 補 助 率   | 1/2（負担割合：国1/2、都道府県1/2） |
| 基 準 額   | 1ヶ所当たり年間約170百万円        |
| 実 施 主 体 | 救命救急センター等              |

※ 医療提供体制推進事業費補助金（統合補助金）(44,671百万円)の内数

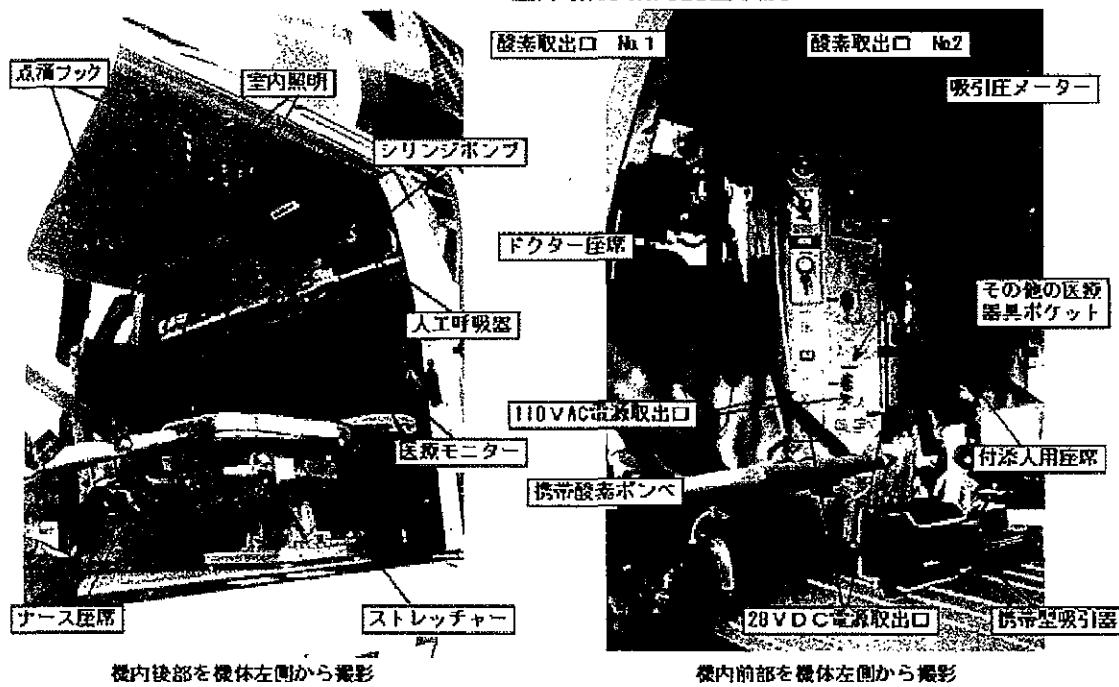
※ 「ドクターへリ」とは、救急専用の医療機器を装備したヘリコプターを救命救急センターに常駐させ、消防機関・医療機関等からの出動要請に基づき救急医療の専門医・看護師が同乗し、救急現場等に向かい、現場から救命救急センターに搬送するまでの間、患者に救命医療を行うことのできる専用ヘリコプター。

ドクターへリ導入促進事業では、民間ヘリコプター会社を活用し、委託により専用ヘリコプターを救命救急センターに常駐させる。

## ○ドクターへリ



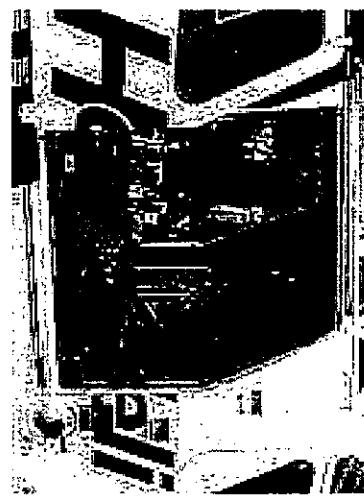
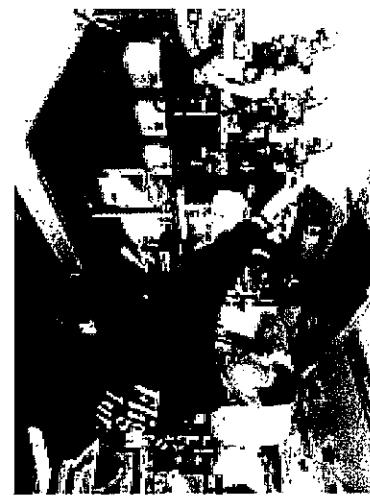
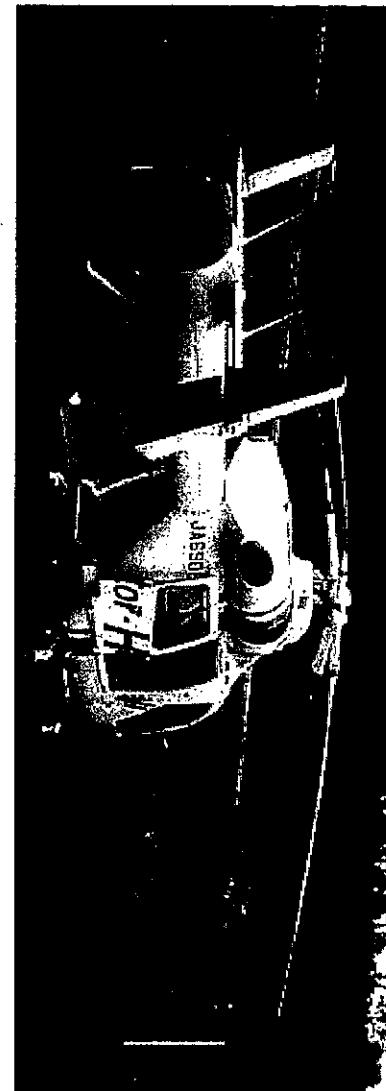
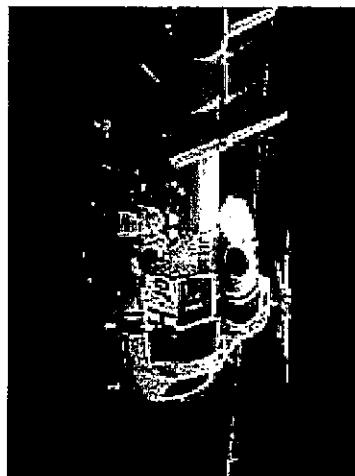
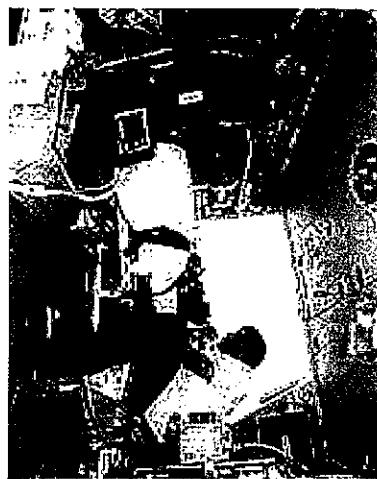
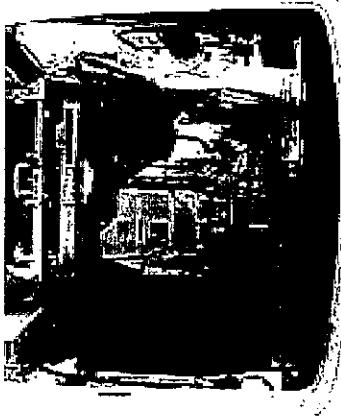
MD 902 の医療機器機内配置状況



機内後部を機体左側から撮影

機内前部を機体左側から撮影





# ドクターヘリ導入促進事業実施要綱

## 目的

救命救急センターにドクターヘリを委託により配備

救急患者の救命率等の向上

広域救急患者搬送体制の向上

- ・運航調整委員会の設置(地方自治体、医師会、消防機関等)－各種調整、地域住民の理解
- ・救急医療専用ヘリコプターのほか、操縦士、整備士、運航管理者を配備
- ・同乗する医師、看護師等の確保

### <出動又は搬送>

- ・消防官署又は医療機関からの要請が原則
- ・範囲は県内全域(十必要に応じて隣県)

- ・救命救急センターに隣接するヘリポートを有していること
- ・救急医療専用ヘリコプターについての十分な見識を有していること
- ・設置地域が事業効果を発揮するところでであること
- ・救命救急センターがその運営に支障を來さず、事業に協力する体制を有していること
- ・消防機関との連携が緊密であること

# 救急医療対策事業実施要綱

## (ドクターへリ導入促進事業抜粋)

### 第9 ドクターへリ導入促進事業

#### 1. 目的

この事業は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号）の趣旨に基づき、救命救急センターにドクターへリを委託により配備し、救急患者の救命率等の向上、広域救急患者搬送体制の向上及びドクターへリの全国的導入の促進を図ることを目的とする。

#### 2. 補助対象

- (1) 都道府県又は都道府県知事の要請を受けた救命救急センターが実施する事業で厚生労働大臣が適当と認めるもの。
- (2) 都道府県が、救命救急センターに配備し、当該センターにおいて実施する事業で厚生労働大臣が適当と認めるもの。

#### 3. 運営方針

- (1) ドクターへリの運航に係る関係機関等との調整、地域住民への普及啓発等を行う運航調整委員会を設置し、本事業の実施、運営に関する必要事項に係る諸調整等を行い、ドクターへリの運行に万全を期すとともに地域住民の理解と協力が得られるよう努めなければならない。
- (2) 運航調整委員会の委員は、都道府県、市町村、地域医師会、消防、警察、国土交通、教育委員会等関係官署に所属する者、ドクターへリ運航会社及び有識者により構成するものとし、これら関係機関と密接な連携をとつて当該事業を実施するものとする。
- (3) 事業の実施に当たっては、救急医療専用ヘリコプター、操縦士、整備士及び運航管理者等を運航会社との委託契約により配備するものとする。
- (4) 事業の実施に当たっては、ドクターへリに同乗する医師、看護師等を確保（都道府県の委託により事業を実施する場合は配備先の救命救急センターにおいて確保）するとともに、出動及び搬送においては、必ず医師を、必要に応じて看護師を同乗させるものとする。
- (5) 出動及び搬送については、原則として消防官署又は医療機関からの要請に対して医師、操縦士等の判断のもと行うものとする。
- (6) 出動範囲は、原則として県内全域を対象とするものとし、必要に応じて、隣県に及ぶ広域についても対象とするものとする。
- (7) 飛行中のドクターへリと救命救急センター又は救急隊等との通信手段の確保に努めなければならないものとする。
- (8) ドクターへリの運航を委託する運航会社の選定指針及び無線による通信手段を確保する場合の無線の運用指針については、別に定める。

4. 整備基準（都道府県の委託により事業を実施する場合は配備先の救命救急センターについても同様の基準とする。）

- (1) 救命救急センターの医師が直ちに搭乗することができる場所にヘリポートを有し、救命救急センター内までの導線及び患者移送の方法が確保されていること。
- (2) 救急医療用ヘリコプターについて十分な見識を有すること。
- (3) 救命救急センターを設置する地域が、当該事業目的に従い十分に効果を発揮する地域であること。
- (4) 救命救急センターを運営する病院が、当該事業に対して総力を挙げて協力する体制を有すること。
- (5) 救命救急センターと消防機関等との連携が従前より緊密であること。
- (6) 救命救急センターの運営に支障を来たさないこと。

（注）「ドクターヘリ」とは、救急医療に必要な機器及び医薬品を装備したヘリコプターであって、救急医療の専門医及び看護師等が同乗し救急現場等に向かい、現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うことのできる専用のヘリコプターのことという。

# 財源別ドクターへリ費用内訳

(年間1機あたり)

現行積算	
県 補助金 8485万円	ヘリ変動費 1576万円 (65678円／1回)  医師等人件費 1389万円  運行調節費 356万円
国 補助金 8485万円	ヘリ固定費 1億3649万円
	合計: 1億6970万円
健康保険	診療報酬 (390万円)

燃料費  
飛行手当  
整備費

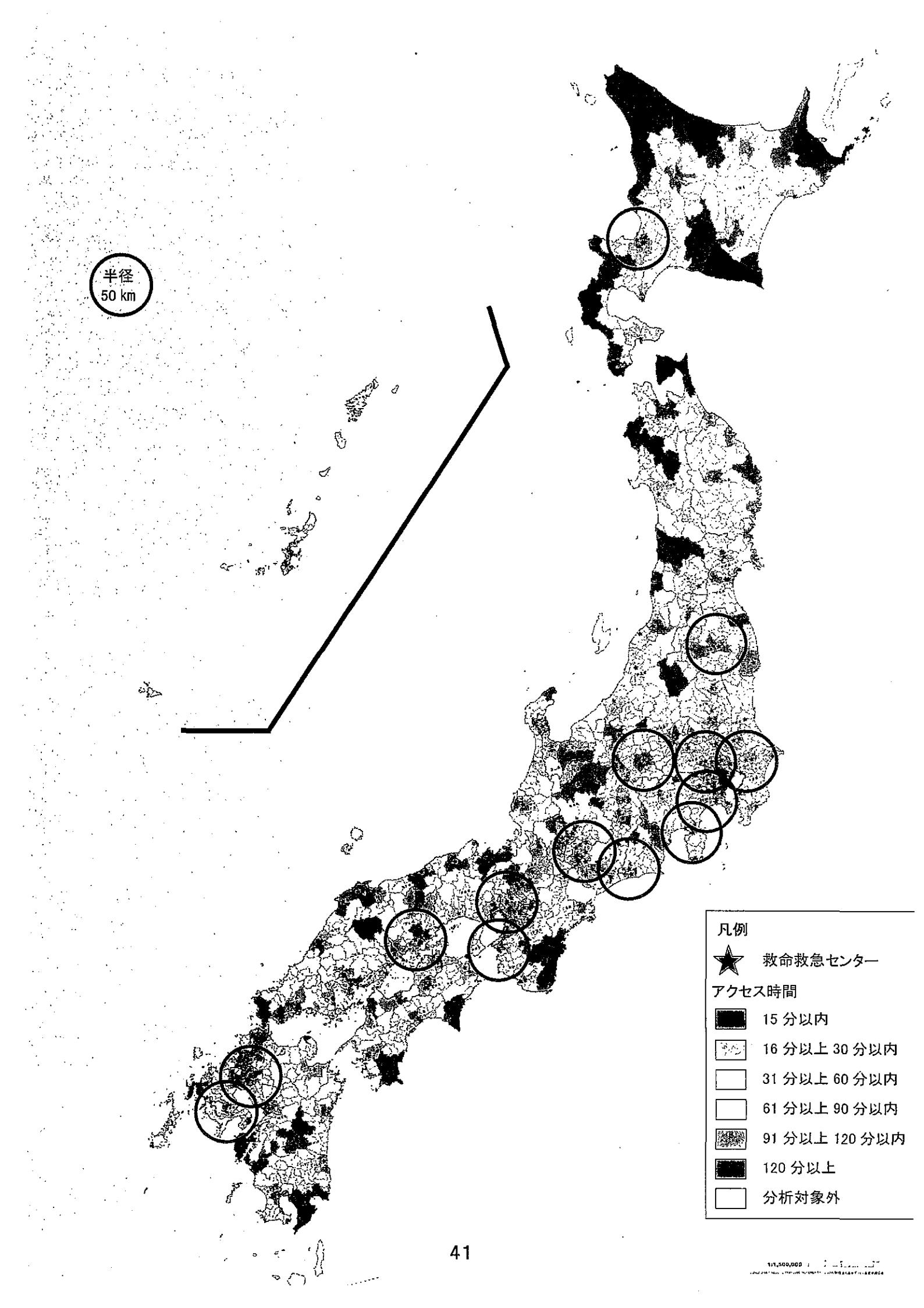
※年240回の飛行で積算  
仮に年400回とすると  
2627万円(+1051万円)

医師1名  
看護師1名

運行調整委員会経費  
住民普及啓発費

人件費  
(操縦士等)  
減価償却  
(機体)  
航空保険  
他(税等)

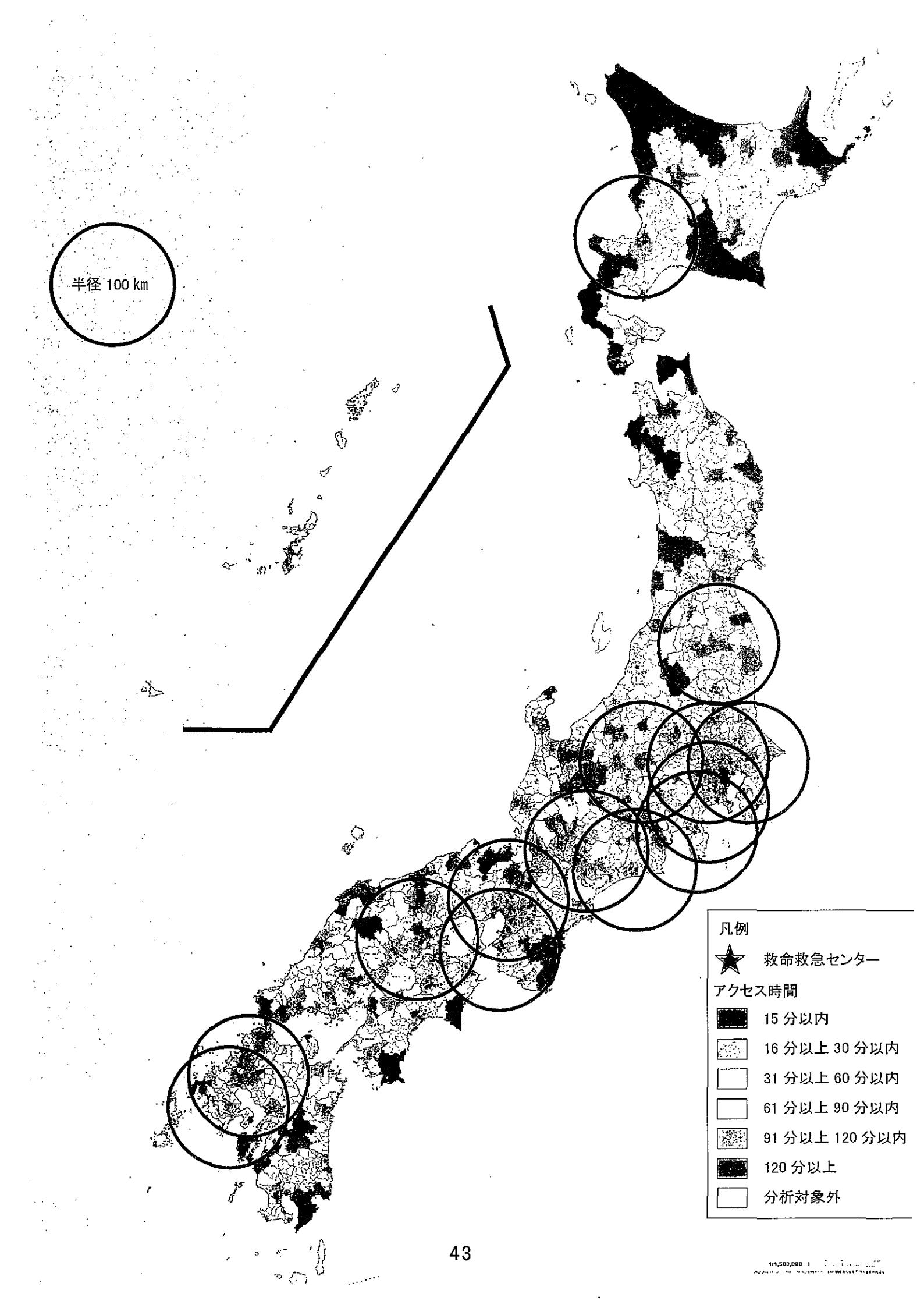
救急搬送  
診察料  
650点  
往診料  
650点



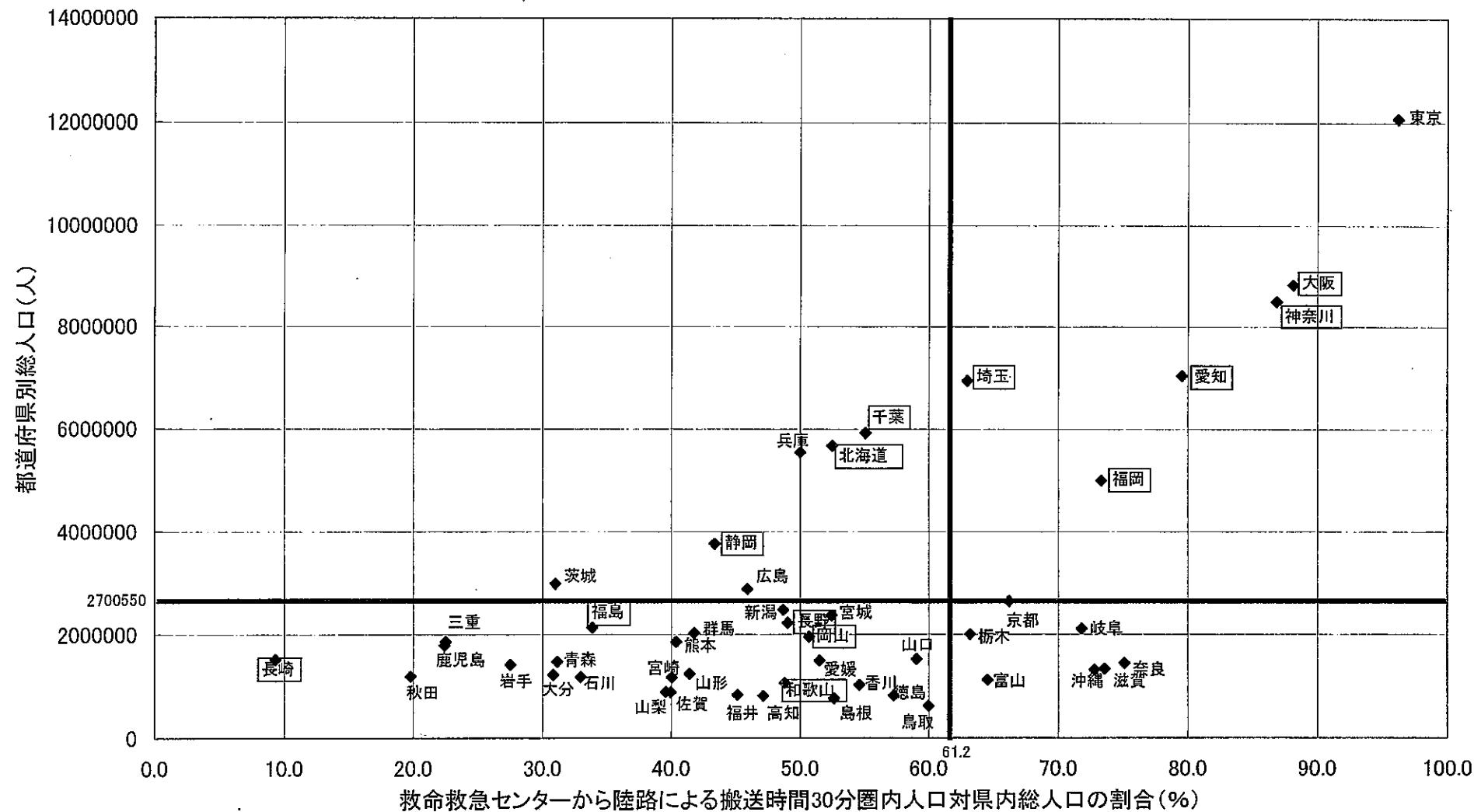
半径 75 km

凡例

- ★ 救命救急センター
- アクセス時間
  - 15 分以内
  - 16 分以上 30 分以内
  - 31 分以上 60 分以内
  - 61 分以上 90 分以内
  - 91 分以上 120 分以内
  - 120 分以上
  - 分析対象外



## 救命救急センターからの陸路搬送時間30分圏内人口の割合と都道府県別総人口



ドクターへリの道府県別・年度別搬送件数

45

道府県名	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
北海道	—	—	—	—	215	333	453
福島県	—	—	—	—	—	—	27
埼玉県	—	—	—	—	—	—	30
千葉県	121	444	551	669	668	604	667
神奈川県	—	264	389	398	396	329	345
長野県	—	—	—	—	190	313	330
静岡県	271	513	424	843	915	737	1359
愛知県	32	325	378	381	319	389	501
大阪府	—	—	—	—	—	—	12
和歌山县	—	35	265	338	341	347	379
岡山県	204	429	439	437	437	443	475
福岡県	1	129	270	299	361	306	369
長崎県	—	—	—	—	—	102	394
計	629	2,139	2,716	3,365	3,842	3,903	5,361
1県当たりの平均	125.8	305.6	388.0	480.7	426.9	390.3	536.1
1機当たりの平均	125.8	305.6	339.5	420.6	384.2	354.8	487.4 *

\*各道府県ドクターへリ導入初年度においては、年度当初からの運航とは限らない。(19年度は福島県1月28日、埼玉県10月26日、大阪府1月16日より運航開始)

\*静岡県については、平成15年度より2機目を導入。

\*平成19年度の搬送件数データに関しては、総出勤件数を記載。

ドクターへリ導入道県における広域搬送に係る体制と実施状況

(平成18年4月～平成19年3月)

道県名	協定締結県	搬送件数	道県外からの搬送件数(再掲)	内訳	道県外病院への搬送件数(再掲)	内訳	離島からの搬送件数(再掲)	離島内訳
北海道	無	333	0		0		0	
千葉県	茨城県	604	49	茨城49	36	茨城22 東京13 神奈川1	0	
神奈川県	山梨県	329	39	山梨39	6	山梨6	0	
長野県	無	313	2	群馬2	3	愛知1 栃木1 東京1	0	
静岡県	無	737	34	神奈川1 愛知33	55	神奈川26 愛知29	1	初島1
愛知県	無	389	9	岐阜6 三重1 静岡2	9	岐阜6 三重1 静岡2	1	佐久島1
和歌山県	三重県及び奈良県	347	10	三重8 奈良2	0		0	
岡山県	無	443	21	広島10 兵庫1 香川6 愛媛3 鳥取1	3	広島3	6	直島3 小豆島3
福岡県	佐賀県及び大分県	306	50	佐賀37 大分12 長崎1	1	大分1	0	
長崎県	無	102	0		6	山口1 福岡5	35	五島12 上五島7 壱岐8 対馬8
計		3903	214 5.5%		119 3.0%		43	

※長崎県はH18.12.1より運航開始

**ドクターへリ導入道府県における広域搬送に係る体制と実施状況**

(平成19年4月～平成20年3月)

道府県名	協定締結県	搬送件数	道府県外からの搬送件数(再掲)	内訳	道府県外病院への搬送件数(再掲)	内訳	離島からの搬送件数(再掲)	離島内訳
北海道	無	453	0		0		0	
福島県	無	27	0		0		0	
埼玉県	無	30	0		3	群馬1 千葉2	0	
千葉県	茨城県	687	73	茨城72 東京1	32	茨城16 東京16	0	
神奈川県	山梨県	345	43	山梨40 静岡3	9	山梨7 静岡2	0	
長野県	無	330	4	群馬4	2	埼玉1 山梨1	0	
静岡県	無	1359	8	愛知8	50	神奈川20 愛知30	2	初島2
愛知県	無	501	30	静岡30	26	岐阜11 静岡10 三重1 長野4	0	
大阪府	無	12	0		3	和歌山2 福岡1	0	
和歌山県	三重県及び奈良県	379	12	三重11 奈良1	0		0	
岡山県	無	475	32	広島19 香川2 兵庫7 愛媛3 鳥取1	33	広島19 兵庫8 香川2 愛媛3 鳥取1	5	笠岡市白石 島1 北木島1 六島1 直島1 小豆島1
福岡県	佐賀県及び大分県	369	55	佐賀29 大分24 熊本1 長崎1	1	佐賀1	1	壱岐1
長崎県	無	394	1	福岡1	16	山口1 福岡14 佐賀1	114	五島31 上五島17 壱岐24 対馬22 小値賀8 宇久3 鷹島5 大島1 平島1 松島2
計		5361	258 4.8%		175 3.3%		122	

※搬送件数に関しては、総出動件数を記載

※福島県はH20.1.28、埼玉県はH19.10.26、大阪府はH20.1.16よりそれぞれ運航開始

## 離島からのヘリコプター搬送（医師等添乗）の状況

### ヘリコプター等添乗医師等確保事業（昭和62年度創設）

離島、山村等において発生した重傷救急患者をヘリコプター等により搬送する際、地方公共団体等の要請により、機内において早期に必要な救急処置を行うため添乗する医師等を確保する。

予 算 額	2百万円
補 助 率	1／3 (国1／3、県1／3、市1／3)
基 準 額	8,190円 (添乗者1人当たり生命保険料：死亡補償額 2億円)

注) ドクターヘリ以外のもの（消防防災ヘリ、海上保安庁ヘリ、自衛隊ヘリ等）による。

(平成18年4月～平成19年3月)

道県名	搬送件数	離島からの搬送件数 (再掲)	離島別内訳
北海道	120	29	奥尻島15、天売島1、焼尻島2、利尻島10、礼文島1
群馬県	17	0	
東京都	244	244	大島町81、利島村2、新島村31、神津島村33、三宅村44、御蔵島村1、八丈町29、青ヶ島村2、小笠原村21
広島県	39	11	大崎上島6、大崎下島2、豊島3
山口県	4	4	見島4
長崎県	190	190	五島63、上五島42、壱岐27、対馬46、小値賀7、宇久5 うち県外医療機関への搬送 (壱岐→福岡県2)
熊本県	198	0	
鹿児島県	157	157	奄美大島15、喜界島14、徳之島30、沖永良部島15、与論島13、種子島17、屋久島23、甑島11、三島7、十島12
沖縄県	273	273	伊平屋島20、伊是名島9、粟国島8、渡名喜島5、渡嘉敷島7、座間味・阿嘉島9、久米島45、北大東島13、南大東島16、宮古島41、石垣島18、西表島18、黒島2、波照間島10、小浜島6、新城島1、鳩間島3、与那国島19、多良間島16、宮古郡島7
計	1,242	908	

※ 長崎県はH18.12.1より運航開始

## 離島からのヘリコプター搬送（医師等添乗）の状況

### ヘリコプター等添乗医師等確保事業（昭和62年度創設）

離島、山村等において発生した重傷救急患者をヘリコプター等により搬送する際、地方公共団体等の要請により、機内において早期に必要な救急処置を行うため添乗する医師等を確保する。

予算額 2百万円

補助率 1/3 (国1/3、県1/3、市1/3)

基準額 8,190円 (添乗者1人当たり生命保険料:死亡補償額 2億円)

注) ドクターヘリ以外のもの(消防防災ヘリ、海上保安庁ヘリ、自衛隊ヘリ等)による。

(平成19年4月～平成20年3月)

都道県名	搬送件数	離島からの 搬送件数 (再掲)	離島別内訳
北海道	86	17	奥尻島5、天売島2、焼尻島1、利尻島7、礼文島2
群馬県	24	0	
東京都	192	192	大島4、利島4、新島・式根島22、神津島21、三宅島19、御蔵島3、八丈島20、青ヶ島4、小笠原父島・母島54
広島県	28	7	大崎上島2、大崎下島4、豊島1
山口県	5	5	見島5
長崎県	128	128	五島市49、壱岐市24、対馬市33、佐世保市2、 小値賀町7、新上五島町13
熊本県	215	0	
鹿児島県	178	178	奄美大島20、喜界島21、徳之島12、沖永良部島24、種子島50、屋久島26、甑島11、三島5、十島9
沖縄県	213	213	伊平屋島7、伊是名島4、伊江島1、粟国島8、渡名喜島4、渡嘉敷島3、座間味・阿嘉島4、久米島11、北大東島15、南大東島16、久高島1、宮古島47、石垣島8、西表島18、竹富島5、黒島3、波照間島14、小浜島2、鳩間島2、与那国島13、多良間島25、伊良部島2
計	1,069	740	

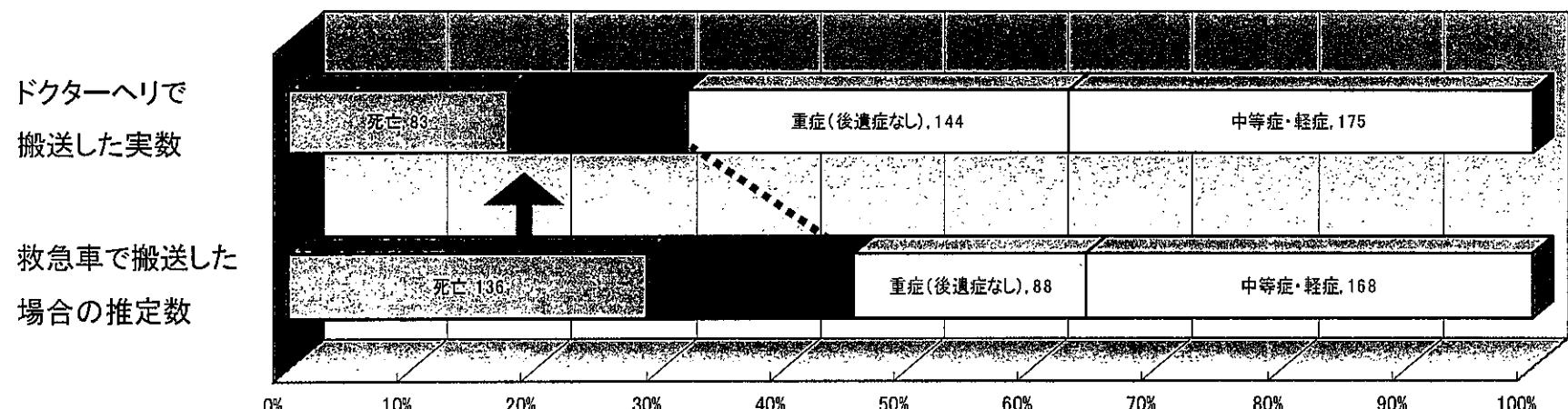
# ドクターへリによる実転帰と救急車による推定転帰の比較

平成18年「ドクターへリの実態と評価に関する研究」分担研究者 益子邦洋

(厚労科学研究費補助金 新たな救急医療施設のあり方と病院前救護体制の評価に関する研究)

- ※ 実際にドクターへリで搬送された交通事故による外傷症例の実際の予後と、仮に救急車で搬送したとして研究者の主觀によって推定される予後を比較したもの。(データは平成14年度のもの。)
- ※ 当時ドクヘリを運用していた7県で実際に搬送された474名のデータを使用。  
(千葉県、神奈川県、静岡県、愛知県、和歌山県、岡山県、福岡県)

	ドクターへリ搬送した 実数	救急車であった場合 推定数	ヘリの効果 (推定)	効果 (%)
死亡	83名	136名	↓50名	39%減
重症・後遺症 あり	68	78	↓10	13%減
重症・後遺症 なし	144	88	↑56	63%増
中等症・軽症	175	168	↑7	4%増



# ドクターへリによる治療開始時間の短縮効果等

【第4研究 ドクターへリによる交通事故死／重度後遺症の削減効果】

## 1. 対象・方法

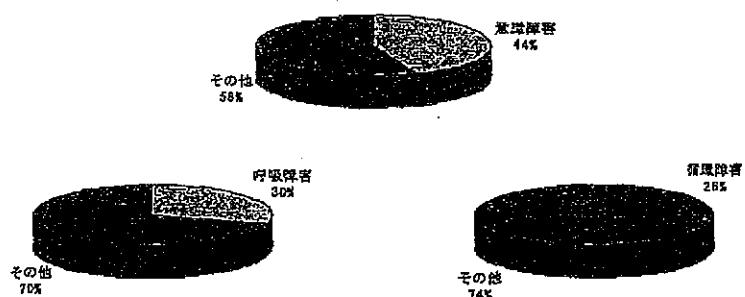
ドクターへリ事業を実施している千葉県、神奈川県、静岡県、愛知県、和歌山県、岡山県、福岡県のドクターへリで平成14年度にヘリコプター搬送された交通事故負傷者を対象とした調査分析を行った。総症例数は474例、平均年齢は44.8歳、男女比は7対3、交通事故種別は自動車事故240例(51%)、オートバイ事故111例(23%)、歩行者事故56例(12%)、自転車事故47例(10%)、その他20例(4%)であった。

## 2. 結 果

現場の状態では、意識障害が44%、呼吸障害が30%、循環障害が26%に認められた(図1)。

図1

## 意識障害、呼吸障害、循環障害の合併率



ドクターへリの要請から医師が治療を開始するまでの時間は、最短11.3分、最長17.7分、平均14.0分であった。また、従来の救急車搬送と比較した場合の治療開始時間の短縮効果は最少19分、最大32.2分、平均27.2分であった。搭乗医師により実施された医療処置では静脈路の確保と輸液が最も多く407例(85.9%)を占めた。次いで薬剤投与99例(20.9%)、気管挿管86例(18.1%)であり、この3種類の処置が医療処置全体に占める割合は80.2%であった(図2)。

(出典: 平成17年度厚生労働科学研究・分担研究「ドクターへリの実態と評価に関する研究」(分担研究者 益子邦洋)

## ドクターへリ等導入における国際比較

平成18年9月14日厚生労働省医政局指導課

国	アメリカ合衆国	ドイツ	フランス	スイス連邦	オーストラリア連邦
制度開始時期	1972年	1970年	1983年	1952年	1928年
ヘリ搬送主体	病院、民間事業者、非営利団体、州、消防、警察	民間非営利団体(自動車連盟等)、公的機関	救急医療庁(SAMU)	民間非営利団体(REGA:スイス航空救助隊)	民間非営利団体(RFDS)、ニューサウスウェールズ州
搬送体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主として24時間体制</li> <li>・各搬送主体が有するプログラムに従いヘリが派遣される。</li> <li>・看護師、救急救命士が添乗</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主として昼間の運航</li> <li>・州政府又は関係団体が運営するコ-ティネーションセンターへの要請を受け、必要に応じヘリの出動が行われる。</li> <li>・医師が添乗</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昼間のみの運航</li> <li>・全国共通番号から救急医療庁への要請を受け、必要に応じヘリの出動が行われる。</li> <li>・医師が添乗</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・24時間体制</li> <li>・国内外から緊急電話番号によるREGAコントロールセンターへの要請を受け出動。</li> <li>・医師が添乗</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(RFDS)</li> <li>・24時間体制。無線連絡</li> <li>・医師が添乗 (NSW州)</li> <li>・200km又は飛行時間1時間程度のものに適用</li> <li>・必要に応じ医師が添乗</li> </ul>
拠点数	546箇所(2004年) (病院227、空港244等)	64箇所(2005年)	36箇所(1995年)	13箇所(2005年)	(RFDS)22箇所(2005年) (NSW州)9箇所(2004年)
利用料	有料	無料	無料	有料	(RFDS)無料、(NSW州)有料
財源・費用負担	・搬送主体によって多様な形態 (公的機関の場合は公費、民間事業者の場合は民間保険等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主として公的医療保険及び民間医療保険を財源</li> <li>・救急搬送サービスを給付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定費用については国費負担、運航費用については病院、自治体、寄付により賄う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・REGA会費と寄付が中心。</li> <li>・運航費用については、サービスを受けると費用が利用者に請求される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(RFDS)</li> <li>・公費、寄付、基金が中心。 (NSW州)</li> <li>・民間事業者と契約</li> </ul>
保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間医療保険</li> <li>・公的医療保険(行カ、行カト等)</li> </ul>	・個々の搬送主体が加入している公的保険や民間保険により固定費を含む全てのヘリコプター経費を賄う。	(なし)	・利用者が被保険者の場合、運航費用にかかる請求に対し、民間を含めた医療保険から支払われる。	

(出典)「独・瑞・米における救急ヘリの運用実態」(HEM-Net)、「アメリカのヘリコプター救急とメリーランド州警察の救急体制」(HEM-Net)、「欧州ヘリコプター救急の現状と日本のあり方」(HEM-Net)、「アメリカの救急制度と航空救急」((財)自治体国際化協会)、「オーストラリアにおける航空機を活用したべき地サービス」((財)自治体国際化協会)、「フランスの航空救急システム」(航空情報1997年10月号:西川涉)、RFDSホームページ

## 各機関が運用するヘリコプターを用いた救急活動の現状

ヘリの種類	ドクターヘリ	消防防災ヘリコプター	海上保安庁ヘリコプター	自衛隊ヘリコプター	警察ヘリコプター
所管省庁	厚生労働省	総務省消防庁	海上保安庁	防衛省	警察庁
ヘリを用いた活動の法的根拠	救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法(平成19年法律第108号)	消防組織法(昭和22年法律第226号) 消防法(昭和23年法律第186号)	海上保安庁法	自衛隊法	警察法
ヘリを用いた活動の内容	・医師が搭乗して速やかに傷病者の現存する場所に行き、ヘリに装備した機器等を用いて必要な治療を行いつつ、傷病者を速やかに医療機関その他の場所に搬送する。	・国民の生命、身体及び財産を火災から保護 ・水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減	・海上の安全及び治安の確保 (法令の海上における航行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制等)	・我が国の平和と独立を守り、国の安全を確保。 ・必要に応じ、公共の秩序の維持。	・個人の生命、身体及び財産の保護(警察法第2条) (犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持) ・警ら、遭難者の捜索救助及び警察業務の支援(航空機運用規則第7条)
(救急業務の位置付け)	(同上)	・災害による事故等による傷病者のうち、必要なものを、救急隊によって、医療機関その他の場所に搬送すること。(消防法第2条第9項より)	・海難救助 ・その他附帯業務(本来業務に支障のない範囲における協力)	・住民が適切な医療サービスを受けられるよう必要な措置を講じることは、一義的に地方公共団体の責務であるが、地方公共団体が提供すべきこれらが整備されていないという状況を、その責務を有する都道府県知事の要請を受けた(自衛隊)が補完するもの。 このため、離島等での急患空輸は特定個人に対する救援活動ではなく、公共の秩序を維持すること(公共性)、差し迫った必要性があること(緊急性)、他に適切な手段がないこと(非代替性)といった諸条件を満たす必要がある。	・個人の生命、身体及び財産の保護 (救急業務については可能な限り協力)
要請時の連絡手段	・「119番」通報を受けた消防機関が、必要性を判断の上、当該ヘリを配備している医療機間に連絡	・消防機関保有ヘリは、「119番」通報、加入電話、駆け付け等により自ら判断。 ・道県保有ヘリは、「119番」通報を受けた消防機関が、必要性を判断の上、当該ヘリを所有する道県に要請。	・「118番」通報 ・船舶に搭載している無線通信等	・離島等の急患の場合は都道府県知事、洋上の船舶における急患の場合は海上保安庁長官または管区海上保安本部長が要請者となり、自衛隊の部隊等の長に対して要請する。	・「110番」通報
搭乗医師の確保の方法	・ヘリを配備している医療機間において医師を確保	①通報を受けた消防機間が、医療機間に連絡し、搭乗医師を確保して出動。 ②通報を受けた消防機間が、都道府県等に連絡し、さらに当該都道府県等が、医療機間に連絡し、搭乗医師を確保して出動。	・(社)日本水難救済会の「洋上救急制度」により、洋上の船舶で傷病者が発生した場合、その船舶の所有者等及びその傷病者の家族等からの要請のもと、日本水難救済会が医師等を確保し、当該巡回船及びヘリコプター等により、当該船舶から本邦の医療機間等まで傷病者を搬送している。	・要請者が医師を確保する。	・県の防災部局や医療機間からの要請に基づき実施するものであり、通常、県又は医療機間が確保する。
機内装備	・救急医療に必要な機器を装備及び医薬品を搭載(ドクターヘリ法第2条より)	・傷病者を搬送するに適した設備 ・救急業務を実施するために必要な器具・材料(消防法施行令第44条及び第44条の2より)	・傷病者搬送等に必要な器材の装備なし。	・患者輸送に必要な装備は搭載していない。	・医療器具の装備は無し(担架、酸素ボンベ程度) ・通常、要請元の県又は医療機間が所要のものを準備し搭乗している。
緊急離着陸に関する航空法の適用	・航空法第81条の2の「捜索又は救助のための特例」を適用(消防機間、警察等の依頼又は通報に基づく。)	・航空法第81条の2の「捜索又は救助のための特例」を適用	・航空法第81条の2の「捜索又は救助のための特例」を適用	・航空法の適用の特例(自衛隊法第107条第3項)	・航空法第81条の2の「捜索又は救助のための特例」を適用
搬送等の費用負担者	国、地方自治体	地方自治体	国	国	地方自治体
配備箇所数	13道府県(14か所)	53団体、15消防機間・38道県(計71機)	全国11の海上保安管区(13の航空基地等 計26機)	岩手、福島、山梨、長野、岐阜、富山、福井、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、香川、愛媛、高知、岡山、広島、島根、大分各県以外の陸・海・空自衛隊の基地	全都道府県(95機)
救急搬送実績	4,444件(平成18年度)	2,762件(平成18年。救急出動に限る。)	①265件(平成19年。救難件数に限る。) ②都道府県知事等の要請による急患搬送:96件(平成19年。ほとんどが離島間搬送であり、うち80件が沖縄地区。)	599件(平成18年度) (多くが、沖縄県、長崎県、鹿児島県といった離島からの搬送。)	44件(平成19年) (離島から本土病院、へき地の医療機間から病院への病院間空輸が主体。)
医師の搭乗状況	100%	・救急出動件数に占める医師搭乗率:約52%(うち、転院搬送時の医師搭乗率:約87% 転院搬送時以外の医師搭乗率:約17%) (平成18年実績に係る聽取り調査より)	・本来業務である海難救助において、洋上救急制度による対応以外、当該ヘリコプターへの医師の搭乗は無い。	北海道、東京、島根、山口、長崎、鹿児島は100%、沖縄についてはほぼ100%(平成19年度)	通常、県の防災部局や医療機間からの要請に基づき実施するものであり、結果、ほとんどの場合、医師が搭乗している。

# ドクターへリ事業 平成 19 年度(2007 年度)集計結果 (日本航空医療学会調査)

平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日

地 域	要請 件数	出動 件数	出動件数内訳				未出動 件数	未出動件数内訳				診療 人数	基地病院 以外への 受入人数	他施設 受入率 (%)
			現場出動 (高速道路)	施設間 搬送	キャン セル	その 他		時間外 要請	天候 不良	重複 要請	その他			
北海道	566	433	239(0)	132	62	0	133	12	51	36	34	387	194	50.1
福島県	30	27	22(0)	4	1	0	3	0	2	1	0	26	12	46.2
埼玉県	43	30	20(0)	9	1	0	13	5	3	0	5	29	11	37.9
千葉県	871	686	598(0)	81	7	0	185	34	51	78	22	685	283	41.3
神奈川県	404	345	312(0)	31	2	0	59	22	26	11	0	346	17	4.9
静岡県東部	873	611	297(1)	302	12	0	262	17	61	66	118	607	162	26.7
静岡県西部	857	702	420(0)	53	229	0	155	35	28	42	50	504	319	63.3
長野県	405	330	234(0)	78	18	0	75	3	22	25	25	324	170	52.4
愛知県	623	470	300(1)	40	130	0	153	29	31	53	40	346	286	82.7
大阪府	17	12	6(0)	6	0	0	5	1	2	0	2	12	8	66.7
和歌山県	519	379	287(0)	83	9	0	140	18	6	26	90	371	92	24.8
岡山県	587	475	250(0)	219	6	0	112	22	32	21	37	483	98	20.3
福岡県	396	369	285(1)	66	18	0	27	1	10	10	6	366	161	44.0
長崎県	435	394	210(0)	158	26	0	41	2	5	20	14	415	210	50.6
合 計	6626	5263	3480(3)	1262	521	0	1363	201	330	389	443	4901	2023	41.3

## ドクターヘリ診療人数の内訳

平成19年4月1日～平成20年3月31日

	外傷	外傷の内数		心大血管 疾患	心大血管疾患の内数		脳血管 疾患	脳血管疾患の内数			その他	診療人数 合計
		交通事故	労働災害		急性冠症候群	大動脈解離 大動脈瘤		クモ膜下出血	脳出血	脳梗塞		
北海道	209	96	51	21	10	3	57	12	14	16	100	387
福島県	14	5	6	3	2	0	1	0	0	1	8	26
埼玉県	18	13	5	1	0	1	3	1	2	0	7	29
千葉県	319	174	81	101	35	25	124	15	35	27	141	685
神奈川県	184	85	45	31	9	12	50	18	15	14	81	346
静岡県東部	218	71	27	174	123	17	105	13	26	33	110	607
静岡県西部	280	130	51	80	28	18	47	8	18	21	97	504
長野県	176	50	43	43	15	17	35	4	13	13	70	324
愛知県	196	68	51	64	55	9	47	7	14	18	39	346
大阪府	7	3	2	0	0	0	3	1	1	1	2	12
和歌山県	241	115	29	32	13	11	42	13	13	13	56	371
岡山県	243	110	75	48	17	7	71	14	22	27	121	483
福岡県	227	122	54	29	11	13	32	8	11	10	78	366
長崎県	224	91	24	62	18	18	49	7	17	20	80	415
合計	2556	1133	544	689	336	151	666	121	201	214	990	4901

## ドクターヘリ出動統計に関する約束事項

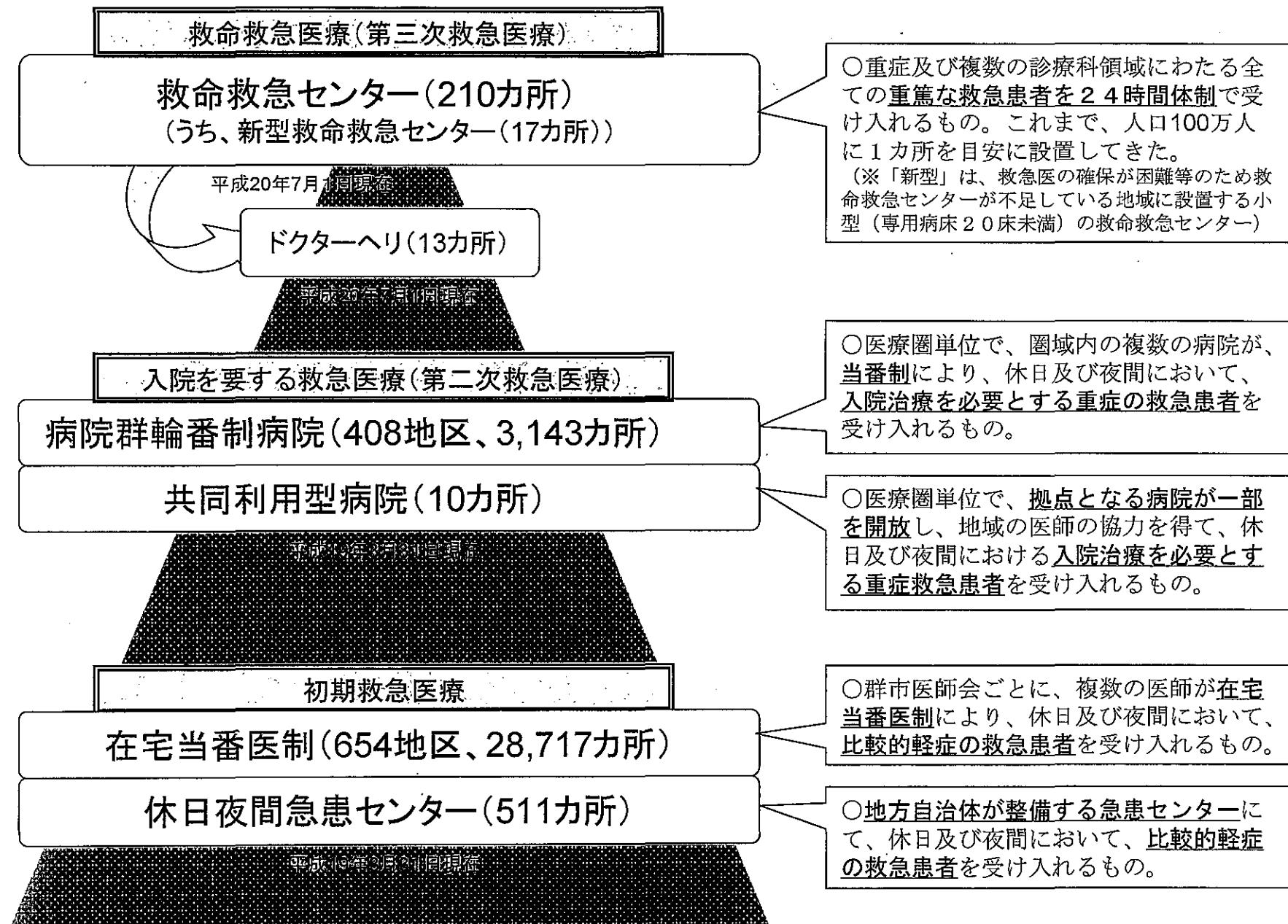
1. 「要請件数」とは、ドクターヘリの出動要請の総数を示し、消防機関等からの現場出動、医療機関からの施設間搬送がこれに含まれる。
2. 「現場出動」とは、救急現場およびその近隣の臨時ヘリポートへの出動を示す。  
現場出動作数の内、高速道路本線上に着陸した件数を( )内に記入する。
3. 「施設間搬送出動」とは、医療機関から医療機関への患者の搬送を示す。
4. 「出動作数」とは、上記1に対してドクターヘリが離陸した件数を示す。
5. 「診療人数」とは、上記4に対してドクターヘリの出動によって診療を受けた患者数を示す。  
診療人数の内訳は別紙に記入する。  
※ 外傷 + 心大血管疾患 + 脳血管疾患 + その他 = 診療人数合計
6. 「キャンセル」とは、上記4に対して患者の診療を行わずに基地病院へ帰投した件数を示す。
7. 「その他」とは、上記2、3、6以外のドクターヘリの出動を示す。(例、緊急医薬品搬送、臓器搬送等)
8. 上記以外の用語については、各施設により定義し用いることはかまわないが、定義を明確に付記することに留意されたい。

※ 出動作数 = 現場出動 + 施設間搬送出動 + キャンセル + その他

※ 未出動回数 = 時間外要請 + 天候不良 + 重複要請 + その他

※ 未出動回数 = 要請件数 - 出動作数

# 救急医療体系図



## 救命救急センター設置状況一覧

都道府県	区分	D/H	施設名	開設年月日	設置者	所在地	電話番号
北海道	◎新	○	旭川赤十字病院	S53.7.10	日赤	旭川市曙1条1丁目1-1	0166-22-8111
			独立行政法人国立病院機構 北海道がんセンター	S58.3.1	国 立 病 院 機 構	札幌市白石区菊水4条2丁目3-54	011-811-9111
			市立函館病院	S56.4.1	函 館	市函館市港町1丁目10番地1	0138-43-2000
			市立釧路総合病院	S59.4.1	釧 路	市釧路市春潮台1-12	0154-41-6121
			総合病院北見赤十字病院	H4.4.1	日 赤	北見市北6条東2丁目1番地	0157-24-3115
			市立札幌病院	H5.4.1	札 幌	市札幌市中央区北11条西13丁目	011-726-2211
			帯広厚生病院	H11.5.6	厚 生	連 帯広市西6条南8丁目1番地	0155-24-4161
			札幌医科大学医学部附属病院	H14.4.1	北 海 道	道札幌市中央区南1条西16丁目	011-611-2111
			手稲済仁会病院	H17.3.25	医 療 法 人	札幌市手稲区前田一条12-1-40	011-681-8111
青森県			青森県立中央病院	S56.9.25	青 森	県青森市東造道2-1-1	0177-26-8121
			八戸市立市民病院	H9.9.1	八 戸	市八戸市大字田向字里沙門平1番地	0178-72-5111
岩手県	◎	○	岩手医科大学附属病院	S55.11.1	学 校 法 人	盛岡市内丸19-1	019-651-5111
			岩手県立久慈病院	H10.3.1	岩 手	県久慈市旭町10-1	0194-53-6131
			岩手県立大船渡病院	H10.8.1	岩 手	県大船渡市大船渡町字山馬越10-1	0192-26-1111
宮城県	◎	○	独立行政法人国立病院機構 仙台医療センター	S53.4.1	国 立 病 院 機 構	仙台市宮城野区宮城野2-8-8	022-293-1111
			仙台市立病院	H3.4.24	仙 台	市仙台市若林区清水小路3-1	022-266-7111
			大崎市民病院	H6.7.1	大 崎	市大崎市古川千手寺町2-3-10	0229-23-3311
			東北大学病院	H18.10.1	国 立 大 学 法 人	仙台市青葉区星陵町1-1	022-217-7000
秋田県			秋田赤十字病院	H10.7.1	日 赤	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	018-829-5000
山形県			山形県立中央病院	H13.5.1	山 形	県山形市青柳1800	023-685-2626
			公立置賜総合病院	H12.11.1	事 務 組 合	東置賜郡川西町大字西大塚2000	0238-46-5000
福島県	○	○	いわき市立総合磐城共立病院	S55.4.1	い わ き	市いわき市内郷御厩町久世原16	0246-26-3177
			財団法人太田綜合病院附属太田西ノ内病院	H19.9.23	財 団 法 人	郡山市西ノ内2-5-20	0249-25-1188
			会津中央病院	S61.10.1	財 团 法 人	会津若松市鶴賀町1-1	0242-25-1515
			福島県立医科大学附属病院	H20.1.28	福 島	県福島市光が丘1	024-547-1111
茨城県			独立行政法人国立病院機構 水戸医療センター	S56.4.2	国 立 病 院 機 構	東茨城郡茨城町桜の郷280番地	029-240-7711
			筑波メディカルセンター病院	S60.2.16	財 团 法 人	つくば市天久保1-3-1	0298-51-3511
			総合病院土浦協同病院	H2.4.12	厚 生 連	土浦市真鍋新町11-7	0298-23-3111
			茨城西南医療センター病院	H12.4.1	厚 生 連	猿島郡境町2190	0280-87-8111
栃木県			済生会宇都宮病院	S56.5.11	済 生	会宇都宮市竹林町911-1	028-626-5500
			足利赤十字病院	H8.11.1	日 赤	足利市本城3-2100	0284-21-0121
			大田原赤十字病院	H10.6.1	日 赤	大田原市住吉町2丁目7番3号	0287-23-1122
			獨協医科大学病院	H14.4.1	学 校 法 人	下都賀郡壬生町大字北小林880	0282-86-1111
群馬県	◎		自治医科大学附属病院	H14.9.1	学 校 法 人	下野市薬師寺3311-1	0285-44-2111
			独立行政法人国立病院機構 高崎病院	S58.2.1	国 立 病 院 機 構	高崎市高松町36	027-322-5901
埼玉県	◎	○	前橋赤十字病院	H11.4.1	日 赤	前橋市朝日町3-21-36	0272-24-4585
			さいたま赤十字病院	S55.7.17	日 赤	さいたま市中央区上落合8-3-33	048-852-1111
			埼玉医科大学総合医療センター	S62.4.1	学 校 法 人	川越市鴨田1981	049-228-3400
			深谷赤十字病院	H4.4.20	日 赤	深谷市上柴町西5-8-1	048-571-1511
			防衛医科大学校病院	H4.9.1	防 衛	省所沢市並木3-2	04-2995-1511
			川口市立医療センター	H6.5.1	川 口	市川口市新井宿180	048-287-2525
			獨協医科大学越谷病院	H10.5.11	学 校 法 人	越谷市南越谷2丁目1番50号	048-965-1111
			埼玉医科大学国際医療センター	H20.6.12	学 校 法 人	日高市大字山根字稻荷山1397-1	042-984-4111
千葉県	◎	○	千葉県救急医療センター	S55.4.23	千 葉	県千葉市美浜区磯辺3-32-1	043-279-2211
			総合病院国保旭中央病院	S56.2.16	旭	市旭市イの1326	0479-63-8111
			国保直営総合病院君津中央病院	S59.3.31	事 務 組 合	木更津市桜井1010	0438-36-1071
			亀田総合病院	S60.3.1	医 療 法 人	鴨川市東町929	0470-92-2211
			国保松戸市立病院	S60.4.1	松 戸	市松戸市上本郷4005	047-363-2171
			成田赤十字病院	S61.4.1	日 赤	成田市飯田町90-1	0476-22-2311
			船橋市立医療センター	H6.5.13	船 橋	市船橋市金杉1-21-1	047-438-3321
			日本医科大学千葉北総病院	H11.4.1	学 校 法 人	印旛郡印旛村鎌苅1715	0476-99-1111
新潟県			順天堂大学医学部附属順天堂浦安病院	H17.7.1	学 校 法 人	浦安市富岡2丁目1-1	047-353-3111
			日本医科大学付属病院	S52.1.1	学 校 法 人	文京区千駄木1-1-5	03-3822-2131
			独立行政法人国立病院機構 東京医療センター	S51.4.1	国 立 病 院 機 構	目黒区東が丘2-5-1	03-3411-0111
			東邦大学医療センター大森病院	S53.4.1	学 校 法 人	大田区大森西6-11-1	03-3762-4151
			杏林大学医学部付属病院	S54.10.1	学 校 法 人	三鷹市新川6-20-2	0422-47-5511
			都立広尾病院	S55.10.1	東 京	都渋谷区恵比寿2-34-10	03-3444-1181
			東京医科大学八王子医療センター	S55.6.1	学 校 法 人	八王子市館町1163	042-665-5611
			武蔵野赤十字病院	S50.4.1	日 赤	武蔵野市境南町1-26-1	0422-32-3111
東京都	◎		帝京大学医学部附属病院	S56.12.1	学 校 法 人	板橋区加賀2-11-1	03-3964-1211
			日本医科大学多摩永山病院	S58.3.1	学 校 法 人	多摩市永山1-7-1	0423-71-2111
			都立墨東病院	S60.11.1	東 京	都墨田区江東橋4-23-15	03-3633-6151
			東京女子医科大学病院	H1.4.1	学 校 法 人	新宿区河田町8-1	03-3353-8111
			都立府中病院	H2.8.1	東 京	都府中市武蔵府2-9-2	0423-23-5111
			駿河台日本大学病院	H3.4.1	学 校 法 人	千代田区神田駿河台1-8-13	03-3293-1711
			日本大学医学部附属板橋病院	H3.11.1	学 校 法 人	板橋区大谷口上町30-1	03-3972-8111
			公立昭和病院	H5.4.1	事 務 組 合	小平市天神町2-450	0424-61-0052
			独立行政法人国立病院機構 災害医療センター	H7.7.1	国 立 病 院 機 構	立川市緑町3256	0425-26-5511
			東京医科大学病院	H5.4.1	学 校 法 人	新宿区西新宿6-7-1	03-3342-6111
			昭和大学病院	H11.9.1	学 校 法 人	品川区旗の台1-5-8	03-3784-8000
			東京女子医科大学東医療センター	H10.6.1	学 校 法 人	荒川区西尾久2-1-10	03-3810-1111
神奈川県			聖マリアンナ医科大学病院	S55.7.1	学 校 法 人	川崎市宮前区菅生2-16-1	044-977-8111
			独立行政法人国立病院機構 横浜医療センター	S57.8.2	国 立 病 院 機 構	横浜市戸塚区原宿町3-60-2	045-851-2621
			北里大学病院	S58.3.1	学 校 法 人	相模原市北里1-15-1	0427-78-8111

## 救命救急センター設置状況一覧

都道府県	D H	施設名	開設年月日	設置者	所在地	電話番号
(神奈川県)	◎ ○	東海大学医学部付属病院 昭和大学藤が丘病院 聖マリエ医療大学横浜市西部病院 横浜市立大学医学部附属市民総合医療センター 国家公務員共済組合連合会横須賀共済病院 川崎市立川崎病院 日本医科大学武藏小杉病院 藤沢市民病院 済生会横浜市東部病院	S59.3.31 S60.3.30 S62.5.25 H2.1.16 H17.7.1 H18.4.1 H18.4.1 H18.12.1 H19.9.1	学校法人伊勢原市下糟屋143 学校法人横浜市青葉区藤が丘1-30 学校法人横浜市旭区矢指町1197-1 横浜市横浜市南区浦舟町4-57 横須賀市米が浜通16-1 川崎市川崎区新川通12-1 学校法人川崎市中原区小杉町1丁目396 藤沢市藤沢2-6-1 済生会横浜市鶴見区下末吉3-6-1	伊勢原市下糟屋143 横浜市青葉区藤が丘1-30 横浜市旭区矢指町1197-1 横浜市横浜市南区浦舟町4-57 横須賀市米が浜通16-1 川崎市川崎区新川通12-1 川崎市中原区小杉町1丁目396 藤沢市藤沢2-6-1 横浜市鶴見区下末吉3-6-1	0463-93-1121 045-971-1151 045-366-1111 045-261-5656 0468-22-2710 044-233-5521 044-733-5181 0446-25-3111 045-576-3000
	◎ 新	長岡赤十字病院 新潟市民病院 新潟県立中央病院 新潟県立新発田病院	H9.9.1 S62.4.20 H9.8.1 H18.11.1	赤十字病院 新潟市新潟市中央区鐘木463-7 新潟県上越市新南町205 新潟県新発田市本町1-2-8	長岡市千秋2-297-1 新潟市新潟市中央区鐘木463-7 新潟県上越市新南町205 新潟県新発田市本町1-2-8	0258-28-3600 025-281-5151 025-522-7711 0254-22-3121
		富山県立中央病院 富山県厚生農業組合連合会 高岡病院	S54.8.1 H9.4.1	富山県富山市西長江2-2-78 厚生連高岡市永楽町5-10	富山市西長江2-2-78 厚生連高岡市永楽町5-10	076-424-1531 0766-21-3930
		石川県立中央病院 公立能登総合病院	S52.12.1 H12.5.1	石川県金沢市鞍月東2-1 事務組合七尾市藤橋町ア部6-4	金沢市鞍月東2-1 事務組合七尾市藤橋町ア部6-4	076-237-8211 0767-52-6611
	福井県 新	福井県立病院 公立小浜病院	S58.4.11 H19.10.1	福井県福井市四ツ井2-8-1 事務組合小浜市大手町2-2	福井市四ツ井2-8-1 事務組合小浜市大手町2-2	0776-54-5151 0770-52-0990
	山梨県	山梨県立中央病院	S51.11.1	山梨県甲府市富士見1-1-1	甲府市富士見1-1-1	055-253-7111
	長野県 新	昭和伊南総合病院 長野赤十字病院	S54.4.1 S56.10.1	事務組合駒ヶ根市赤穂3230 赤長野市大字宇里5-22-1	駒ヶ根市赤穂3230 赤長野市大字宇里5-22-1	0265-82-2121 0262-26-4131
	新 ◎ 新 新	佐久総合病院 慈泉会相澤病院 信州大学医学部附属病院 諫訪赤十字病院 飯田市立病院	S58.10.1 H17.4.1 H17.10.1 H18.10.1 H18.10.1	厚生連佐久市白田197 特定医療法人松本市本庄2-5-1 国公立大学法人松本市旭3-1-1 日赤諫訪市湖岸通り5-11-50 飯田市八幡町438	厚生連佐久市白田197 特定医療法人松本市本庄2-5-1 国公立大学法人松本市旭3-1-1 日赤諫訪市湖岸通り5-11-50 飯田市八幡町438	0267-82-3131 0263-33-8600 0263-35-4600 0266-52-6111 0265-21-1255
岐阜県	◎	岐阜県総合医療センター 岐阜県立多治見病院 総合病院高山赤十字病院 大垣市民病院 岐阜県厚生農業組合連合会 中濃厚生病院 岐阜大学医学部附属病院	S58.11.1 H2.11.1 H4.12.1 H6.10.1 H12.8.1 H16.11.1	岐阜県岐阜市野一色4-6-1 岐阜県多治見市前畠町5-161 岐阜市天満町3-11 大垣市大垣市南類町4-86 岐阜市若草通5-1 岐阜市柳戸1-1	岐阜市野一色4-6-1 岐阜県多治見市前畠町5-161 岐阜市天満町3-11 大垣市大垣市南類町4-86 岐阜市若草通5-1 岐阜市柳戸1-1	058-246-1111 0572-22-5311 0577-32-1111 0584-81-3341 0575-22-2211 058-230-6000
	○	静岡済生会総合病院 順天堂大学医学部附属静岡病院 県西部浜松医療センター	S55.7.1 S56.11.1 S57.10.15	済生会伊豆の国市長岡1129 学校法人浜松市中区富塚町328	静岡市駿河区小鹿1-1-1 伊豆の国市長岡1129 浜松市中区富塚町328	054-285-6171 055-948-3111 053-453-7111
	○	静岡赤十字病院 聖隸三方原病院 沼津市立病院	H4.5.11 H13.9.17 H16.4.14	日赤静岡市葵区追手町8-2 社会福祉法人浜松市北区三方原町3453 沼津市沼津市東稚路字春の木550	日赤静岡市葵区追手町8-2 社会福祉法人浜松市北区三方原町3453 沼津市沼津市東稚路字春の木550	054-253-8381 053-436-1251 055-924-5100
	○	名古屋掖済会病院 独立行政法人国立病院機構 名古屋医療センター	S53.5.23 S54.6.10	社団法人名古屋市中川区松年町4-66 国公立病院機構名古屋市中区三の丸4-1-1	名古屋市中川区松年町4-66 名古屋市中区三の丸4-1-1	052-652-7711 052-951-1111
	○	愛知医科大学病院 藤田保健衛生大学病院 岡崎市民病院 豊橋市民病院 名古屋第二赤十字病院 小牧市民病院 愛知県厚生農業組合連合会 安城更生病院 社会保険中京病院 名古屋第一赤十字病院 半田市立半田病院 愛知県厚生農業組合連合会 豊田厚生病院	S54.7.1 S54.4.5 S57.3.1 H8.5.4 S59.4.1 H3.4.1 H14.5.1 H15.4.1 H15.5.1 H17.2.1 H20.1.1	学校法人愛知郡長久手町大字岩作雁又21 学校法人豊明市沓掛町田楽ケ窪1-98 学校法人岡崎市高隆寺町字五所合3-1 豊橋市青竹町字八間西50 日赤名古屋市昭和区妙見町2-9 小牧市常普請1-20 厚生連安城市安城町東広畔28 社団法人名古屋市南区三条1-1-10 日赤名古屋市中村区道下町3-15 半田市東洋町2-2-9 厚生連豊田市淨水町伊保原500-1	学校法人愛知郡長久手町大字岩作雁又21 学校法人豊明市沓掛町田楽ケ窪1-98 学校法人岡崎市高隆寺町字五所合3-1 豊橋市青竹町字八間西50 日赤名古屋市昭和区妙見町2-9 小牧市常普請1-20 厚生連安城市安城町東広畔28 社団法人名古屋市南区三条1-1-10 日赤名古屋市中村区道下町3-15 半田市東洋町2-2-9 厚生連豊田市淨水町伊保原500-1	0561-62-3311 0562-93-2122 0564-21-8111 0532-33-6280 052-832-1121 0568-76-4131 0566-75-2111 052-691-7151 052-481-5111 0569-22-9881 0565-43-5000
	○	山田赤十字病院 三重県立総合医療センター	S60.4.8 H6.10.1	日赤伊勢市御箇町高向810 三重県四日市市大字日永5450-132	伊勢市御箇町高向810 三重県四日市市大字日永5450-132	0596-28-2171 0593-45-2321
滋賀県	新	大津赤十字病院 長浜赤十字病院 済生会滋賀県病院 近江八幡市立総合医療センター	S57.3.24 S58.2.15 H8.4.1 H18.10.1	日赤大津市長等1-1-35 赤長浜市宮前町14-7 済生会栗東市大橋2-4-1 近江八幡市近江八幡市土田町1379	大津市長等1-1-35 赤長浜市宮前町14-7 栗東市大橋2-4-1 近江八幡市近江八幡市土田町1379	077-522-4131 0749-63-2111 077-552-1221 0778-33-3151
		京都第二赤十字病院 独立行政法人国立病院機構 京都医療センター 京都第一赤十字病院	S53.1.21 S59.3.24 H9.11.10	日赤京都都市上京区釜座通丸太町上ル春蒂町355-5 国公立病院機構京都都市伏見区深草向畠町1-1 赤京都都市東山区本町15丁目749	京都都市上京区釜座通丸太町上ル春蒂町355-5 京都都市伏見区深草向畠町1-1 京都都市東山区本町15丁目749	075-231-5171 075-641-9161 075-561-1121
大阪府	◎	大阪府立急性期・総合医療センター 関西医科大学附属澁井病院 大阪府済生会千里病院 独立行政法人国立病院機構 大阪医療センター 近畿大学医学部附属病院 大阪府三島救命救急センター 大阪市立総合医療センター 大阪府立泉州救命救急センター 大阪府立中河内救命救急センター 大阪大学医学部附属病院 大阪赤十字病院 大阪警察病院 関西医科大学附属枚方病院	S52.4.1 S54.3.1 H18.4.1 S56.1.10 S57.6.14 S60.11.1 H5.12.1 H6.10.3 H10.5.6 H12.4.1 H20.2.1 H20.2.1 H20.2.1	大阪府大阪市住吉区万代東3-1-56 学校法人守口市文園町10-15 済生会吹田市津雲台1-1-6 国公立病院機構大阪市中央区法円坂2-1-14 学校法人大阪狭山市大野東377-2 財団法人高槻市南芥川町1-1 大阪市都島区都島本通2-13-22 大阪府大阪市西岩田3-4-13 国公立大学法人大阪府吹田市山田丘2-15 日赤大阪市天王寺区筆ヶ崎町5-30 財団法人大阪市天王寺区北山町10-31 学校法人枚方市新町2-3-1	大阪市住吉区万代東3-1-56 学校法人守口市文園町10-15 済生会吹田市津雲台1-1-6 国公立病院機構大阪市中央区法円坂2-1-14 学校法人大阪狭山市大野東377-2 財団法人高槻市南芥川町1-1 大阪市都島区都島本通2-13-22 大阪府大阪市西岩田3-4-13 国公立大学法人大阪府吹田市山田丘2-15 日赤大阪市天王寺区筆ヶ崎町5-30 財団法人大阪市天王寺区北山町10-31 学校法人枚方市新町2-3-1	06-6692-1201 06-6992-1001 06-6871-0121 06-6942-1331 072-366-0221 072-693-9911 06-6929-1221 072-464-9911 06-6785-6166 06-6879-5111 06-6774-5111 06-6771-6051 072-804-0101
	○	神戸市立中央市民病院 兵庫医科大学病院 兵庫県立姫路循環器病センター	S52.1.1 S55.4.1 S56.9.29	神戸市神戸市中央区港島中町4-6 学校法人西宮市武庫川町1-1 兵庫県姫路市西庄甲520	神戸市神戸市中央区港島中町4-6 学校法人西宮市武庫川町1-1 兵庫県姫路市西庄甲520	078-302-4321 0798-45-6111 079-293-3131

## 救命救急センター設置状況一覧

都道府県	区分	D H.	施設名	開設年月日	設置者	所在地	電話番号
(兵庫県)	◎		公立豊岡病院 兵庫県災害医療センター	S57.11.1 H15.8.1	事務組合 兵庫県	豊岡市戸牧1094 神戸市中央区臨浜海岸通1-3-1	0796-22-6111 078-241-3131
奈良県	◎		奈良県立奈良病院 奈良県立医科大学附属病院 近畿大学医学部奈良病院	S57.9.24 H9.4.1 H15.4.1	奈良県 奈良県 学校法人	奈良市平松1-30-1 橿原市四条町840 生駒市乙田町1248-1	0742-46-6001 0744-22-3051 0743-77-0880
和歌山県	○	新	日本赤十字社和歌山医療センター 和歌山県立医科大学附属病院 独立行政法人国立病院機構 南和歌山医療センター	S61.5.6 H12.6.1 H18.4.1	日本赤十字社 和歌山県 国立病院機構	和歌山市小松原通4-20 和歌山市紀三井寺811-1 田辺市たきない町27番1号	073-422-4171 073-447-2300 0739-26-7050
鳥取県	新		鳥取県立中央病院 鳥取大学医学部附属病院	S55.9.16 H16.10.1	鳥取県 国立大学法人	鳥取市江津730 米子市西町36-1	0857-26-2271 0859-33-1111
島根県	新		島根県立中央病院 松江赤十字病院 独立行政法人国立病院機構 浜田医療センター	S55.1.1 H16.4.1 H17.4.1	島根県 日本赤十字社 国立病院機構	出雲市姫原4-1-1 松江市母衣町200 浜田市黒川町3748	0853-22-5111 0852-24-2111 0855-22-2300
岡山县	◎	○	川崎医科大学附属病院 岡山赤十字病院 津山中央病院	S54.1.1 S58.4.1 H11.12.19	学校法人 日本赤十字社 財団法人	倉敷市松島577 岡山市青江2-1-1 津山市川崎1756	086-462-1111 086-222-8811 0868-21-8111
広島県	◎		広島市立広島市民病院 独立行政法人国立病院機構 呉医療センター 県立広島病院 広島大学病院 福山市民病院	S52.7.1 S54.10.1 H8.5.1 H17.4.1 H17.4.1	広島市 国際病院機構 広島県 広島大学法人 福山市	広島市中区基町7-33 呉市青山町3-1 広島市南区宇品神田1-5-54 広島市南区霞1-2-3 福山市蔵王町5-23-1	082-221-2291 0823-22-3111 082-254-1818 082-257-5555 084-941-5151
山口県	◎		独立行政法人国立病院機構 岩国医療センター 山口県立総合医療センター 山口大学医学部附属病院 独立行政法人国立病院機構 関門医療センター	S55.3.1 S58.5.2 H12.1.17 H17.5.1	国際病院機構 山口県 山口大学法人 国際病院機構	岩国市黒磯町2-5-1 防府市大字大崎77 宇部市南小串1-1-1 下関市後田町1-1-1	0827-31-7121 0835-22-4411 0836-22-2007 0832-31-6216
徳島県	新		徳島県立中央病院 徳島赤十字病院 徳島県立三好病院	S55.4.1 H14.4.1 H17.8.29	徳島県 日本赤十字社 徳島県	徳島市蔵本町1-10-3 小松島市小松島町字井利ノ口103 三好市池田町字シマ815-2	088-631-7151 0885-32-2555 0883-72-1131
香川県			香川県立中央病院 香川大学医学部附属病院	S56.1.10 H13.11.1	香川県 国際大学法人	高松市番町5-4-16 木田郡三木町池戸1750-1	087-835-2222 087-898-5111
愛媛県			愛媛県立中央病院 愛媛県立新居浜病院 市立宇和島病院	S56.4.14 H4.8.18 H4.4.1	愛媛県 愛媛県 宇和島市	松山市春日町83 新居浜市本郷3-1-1 宇和島市御殿町1-1	089-947-1111 0897-43-6161 0895-25-1111
高知県			高知赤十字病院 高知県・高知市病院企業団立高知医療センター	H6.11.10 H17.3.25	高知県 高知市病院企業団	高知市新本町2-13-51 高知市池2125-1	088-822-1201 088-837-3000
福岡県	◎	○	北九州市立八幡病院 済生会福岡総合病院 久留米大学病院 飯塚病院 福岡大学病院 北九州総合病院 九州大学病院 聖マリア病院	S53.10.1 S55.11.1 S56.6.1 S57.4.1 H4.6.1 H7.4.1 H18.8.1 H18.8.1	北九州市 済生会 久留米市 飯塚市 福岡市 北九州市 福岡市 久留米市	北九州市八幡東区西本町4-18-1 福岡市中央区天神1-3-46 久留米市旭町67 飯塚市芳雄町3-83 福岡市城南区七隈7-45-1 北九州市小倉南区湯川5-10-10 福岡市東区馬出3-1-1 津福本町422	093-662-6565 092-771-8151 0942-35-3311 0948-22-3800 092-801-1011 093-921-0560 092-641-1151 0942-35-3322
佐賀県			佐賀県立病院好生館 佐賀大学医学部附属病院	S62.3.1 H17.9.1	佐賀県 国際大学法人	佐賀市水ヶ江1-12-9 佐賀県佐賀市鍋島5-1-1	0952-24-2171 0952-31-6511
長崎県	○		独立行政法人国立病院機構 長崎医療センター	S53.3.15	国際病院機構	大村市久原2-1001-1	0957-52-3121
熊本県			熊本赤十字病院 独立行政法人国立病院機構 熊本医療センター	S55.3.1 H15.8.1	日本赤十字社 熊本県	熊本市長嶺南2-1-1 熊本市二の丸1-5	096-384-2111 096-353-6501
大分県	新		大分市医師会立アルメイダ病院 大分大学医学部附属病院	S54.4.1 H20.5.1	大分市医師会 大分大学法人	大分市大字宮崎1315 由布市挾間町医大ヶ丘1-1	097-569-3121 097-549-4411
宮崎県			県立宮崎病院 県立延岡病院	S59.4.1 H10.4.1	宮崎県 宮崎県	宮崎市北高松町5-30 延岡市新小路2-1-10	0985-24-4181 0982-32-6181
鹿児島県			鹿児島市立病院	S60.1.1	鹿児島市	鹿児島市加治屋町20-17	099-224-2101
沖縄県	新		沖縄県立中部病院 浦添総合病院 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター	S50.10.1 H17.4.1 H18.10.1	沖縄県 浦添市 沖縄県	うるま市宇宮里208-3 浦添市伊祖4-16-1 島尻郡南風原町字新川118-1	098-973-4111 098-878-0231 098-888-0123
計				210			

※「区分」欄の「◎」は高度救命救急センターであり、「新」は新型救命救急センターである。

高度救命救急センター…21

新型救命救急センター…17

ドクターヘリ（D H）運用施設…14

平成19年救命救急センターにおけるヘリポート設置状況及び搬送状況(平成19年12月現在)

番号	都道府県名	施設名	開設者	ヘリポート置状況	ドクターへリ運航状況	搬送実績
1	北海道	旭川赤十字病院	日赤			
2		独立行政法人国立病院機構 北海道がんセンター	国立病院機構			
3		市立函館病院	函館市	○		12
4		市立釧路総合病院	釧路市	○		1
5		総合病院北見赤十字病院	日赤	○		3
6		市立札幌病院	札幌市	○		70
7		帯広厚生病院	厚生連	○		6
8		札幌医科大学医学部附属病院	北海道	○		139
9		日鋼記念病院	医療法人社団	○		4
10		手稲溪仁会病院	医療法人	○	○	566
11	青森県	青森県立中央病院	青森県			
12		八戸市立市民病院	八戸市	○		6
13	岩手県	岩手医科大学附属病院	学校法人			
14		岩手県立久慈病院	岩手県	○		2
15		岩手県立大船渡病院	岩手県	○		
16	宮城県	独立行政法人国立病院機構 仙台医療センター	国立病院機構			2
17		仙台市立病院	仙台市			
18		大崎市民病院	大崎市	○		6
19		東北大学病院	国立大学法人	○		34
20	秋田県	秋田赤十字病院	日赤	○		17
21	山形県	山形県立中央病院	山形県	○		18
22		公立置賜総合病院	事務組合	○		4
23	福島県	いわき市立総合磐城共立病院	いわき市			
24		財団法人太田総合病院附属太田西ノ内病院	財団法人			
25		会津中央病院	財団法人			4
26	茨城県	独立行政法人国立病院機構 水戸医療センター	国立病院機構	○		7
27		筑波メディカルセンター病院	財団法人	○		27
28		総合病院土浦協同病院	厚生連			
29		茨城西南医療センター病院	厚生連			
30	栃木県	済生会宇都宮病院	済生会	○		15
31		足利赤十字病院	日赤			
32		大田原赤十字病院	日赤			4
33		獨協医科大学病院	学校法人	○		2
34		自治医科大学附属病院	学校法人	○		6
35	群馬県	独立行政法人国立病院機構 高崎病院	国立病院機構			
36		前橋赤十字病院	日赤	○		20
37	埼玉県	さいたま赤十字病院	日赤	○		
38		埼玉医科大学総合医療センター	学校法人		○	12
39		深谷赤十字病院	日赤	○		1
40		防衛医科大学校病院	防衛省			
41		川口市立医療センター	川口市	○		1
42		獨協医科大学越谷病院	学校法人	○		
43	千葉県	千葉県救急医療センター	千葉県	○		48
44		総合病院国保旭中央病院	旭市	○		50
45		国保直営総合病院君津中央病院	事務組合	○		
46		亀田総合病院	医療法人	○		55
47		国保松戸市立病院	松戸市			

番号	都道府県名	施設名	開設者	ヘリポート置状況	ドクターヘリ運航状況	搬送実績
48	(千葉県)	成田赤十字病院	日赤	○		51
49		船橋市立医療センター	船橋市			
50		日本医科大学千葉北総病院	学校法人	○	○	702
51		順天堂大学医学部附属順天堂浦安病院	学校法人			
52	東京都	日本医科大学付属病院	学校法人			
53		独立行政法人国立病院機構 東京医療センター	国立病院機構			
54		東邦大学医療センター大森病院	学校法人			
55		杏林大学医学部付属病院	学校法人			
56		都立広尾病院	東京都	○		10
57		東京医科大学八王子医療センター	学校法人	○		10
58		武藏野赤十字病院	日赤	○		
59		帝京大学医学部附属病院	学校法人			
60		日本医科大学多摩永山病院	学校法人			
61		都立墨東病院	東京都	○		
62		東京女子医科大学病院	学校法人			
63		都立府中病院	東京都			
64		駿河台日本大学病院	学校法人			
65		日本大学医学部附属板橋病院	学校法人			
66		公立昭和病院	事務組合			
67		独立行政法人国立病院機構 災害医療センター	国立病院機構	○		26
68		東京医科大学病院	学校法人			
69		昭和大学病院	学校法人	○		
70		東京女子医科大学東医療センター	学校法人			
71		聖路加国際病院	財団法人			
72		青梅市立総合病院	青梅市	○		35
73		東京医科歯科大学医学部附属病院	国立大学法人	○		2
74	神奈川県	聖マリアンナ医科大学病院	学校法人	○		2
75		独立行政法人国立病院機構 横浜医療センター	国立病院機構			
76		北里大学病院	学校法人	○		3
77		東海大学医学部付属病院	学校法人	○	○	331
78		昭和大学藤が丘病院	学校法人	○		
79		聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	学校法人			
80		横浜市立大学医学部附属市民総合医療センター	横浜市	○		4
81		国家公務員共済組合連合会横須賀共済病院	国共済			
82		川崎市立川崎病院	川崎市	○		1
83		日本医科大学武蔵小杉病院	学校法人	○		
84		藤沢市民病院	藤沢市	○		1
85		済生会横浜市東部病院	済生会	○		
86	新潟県	長岡赤十字病院	日赤	○		3
87		新潟市民病院	新潟市	○		3
88		新潟県立中央病院	新潟県	○		1
89		新潟県立新発田病院	新潟県			
90	富山县	富山県立中央病院	富山県	○		58
91		富山県厚生農業組合連合会 高岡病院	厚生連			1
92	石川県	石川県立中央病院	石川県			
93		公立能登総合病院	事務組合	○		3
94	福井県	福井県立病院	福井県	○		21
95		公立小浜病院	事務組合			2
96	山梨県	山梨県立中央病院	山梨県	○		47

番号	都道府県名	施設名	開設者	ヘリポート置状況	ドクターヘリ運航状況	搬送実績
97	長野県	昭和伊南総合病院	事務組合	○		1
98		長野赤十字病院	日赤	○		4
99		佐久総合病院	厚生連	○	○	337
100		慈泉会相澤病院	特定医療法人	○		130
101		信州大学医学部附属病院	国立大学法人	○		
102		諏訪赤十字病院	日赤	○		17
103		飯田市立病院	飯田市	○		46
104	岐阜県	岐阜県総合医療センター	岐阜県	○		4
105		岐阜県立多治見病院	岐阜県	○		20
106		総合病院高山赤十字病院	日赤	○		9
107		大垣市民病院	大垣市	○		7
108		岐阜県厚生農業組合連合会 中濃厚生病院	厚生連	○		13
109		岐阜大学医学部附属病院	国立大学法人	○		58
110	静岡県	静岡済生会総合病院	済生会	○		13
111		順天堂大学医学部附属静岡病院	学校法人	○	○	604
112		県西部浜松医療センター	浜松市	○		18
113		静岡赤十字病院	日赤			
114		聖隸三方原病院	社会福祉法人	○	○	711
115		沼津市立病院	沼津市			32
116	愛知県	名古屋掖済会病院	社団法人	○		10
117		独立行政法人国立病院機構 名古屋医療センター	国立病院機構			
118		愛知医科大学病院	学校法人	○	○	552
119		藤田保健衛生大学病院	学校法人	○		10
120		岡崎市民病院	岡崎市	○		
121		豊橋市民病院	豊橋市	○		55
122		名古屋第二赤十字病院	日赤	○		11
123		小牧市民病院	小牧市	○		
124		愛知県厚生農業組合連合会 安城更生病院	厚生連	○		13
125		社会保険中京病院	社団法人	○		11
126		名古屋第一赤十字病院	日赤	○		1
127		半田市立半田病院	半田市	○		2
128	三重県	山田赤十字病院	日赤	○		
129		三重県立総合医療センター	三重県	○		12
130	滋賀県	大津赤十字病院	日赤	○		
131		長浜赤十字病院	日赤	○		7
132		済生会滋賀県病院	済生会	○		1
133		近江八幡市立総合医療センター	近江八幡市	○		2
134	京都府	京都第二赤十字病院	日赤			
135		独立行政法人国立病院機構 京都医療センター	国立病院機構			
136		京都第一赤十字病院	日赤	○		29
137	大阪府	大阪府立急性期・総合医療センター	大阪府	○		
138		関西医科大学附属滝井病院	学校法人	○		
139		大阪府済生会千里病院	済生会			
140		独立行政法人国立病院機構 大阪医療センター	国立病院機構			
141		近畿大学医学部附属病院	学校法人	○		
142		大阪府三島救命救急センター	財団法人	○		
143		大阪市立総合医療センター	大阪市	○		4
144		大阪府立泉州救命救急センター	大阪府	○		1
145		大阪府立中河内救命救急センター	大阪府	○		

番号	都道府県名	施設名	開設者	ヘリポート置状況	ドクターへリ運航状況	搬送実績
146	(大阪府)	大阪大学医学部附属病院	国立大学法人	○		4
147	兵 庫 県	神戸市立中央市民病院	神戸市	○		
148		兵庫医科大学病院	学校法人			
149		兵庫県立姫路循環器病センター	兵庫県			
150		公立豊岡病院	事務組合	○		2
151		兵庫県災害医療センター	兵庫県	○		27
152	奈 良 県	奈良県立奈良病院	奈良県	○		
153		奈良県立医科大学附属病院	奈良県			
154		近畿大学医学部奈良病院	学校法人			
155	和歌山県	日本赤十字社和歌山医療センター	日赤			
156		和歌山県立医科大学附属病院	和歌山県	○	○	373
157		独立行政法人国立病院機構 南和歌山医療センター	国立病院機構			
158	鳥 取 県	鳥取県立中央病院	鳥取県	○		28
159		鳥取大学医学部附属病院	国立大学法人	○		7
160	島 根 県	島根県立中央病院	島根県	○		29
161		松江赤十字病院	日赤	○		
162		独立行政法人国立病院機構 浜田医療センター	国立病院機構			
163	岡 山 県	川崎医科大学附属病院	学校法人	○	○	495
164		岡山赤十字病院	日赤	○		19
165		津山中央病院	財団法人	○		8
166	広 島 県	広島市立広島市民病院	広島市	○		4
167		独立行政法人国立病院機構 呉医療センター	国立病院機構	○		7
168		県立広島病院	広島県	○		24
169		広島大学病院	国立大学法人	○		37
170		福山市民病院	福山市	○		7
171	山 口 県	独立行政法人国立病院機構 岩国医療センター	国立病院機構			
172		山口県立総合医療センター	山口県	○		
173		山口大学医学部附属病院	国立大学法人	○		1
174		独立行政法人国立病院機構 関門医療センター	国立病院機構			—
175	徳 島 県	徳島県立中央病院	徳島県			
176		徳島赤十字病院	日赤	○		9
177		徳島県立三好病院	徳島県			
178	香 川 県	香川県立中央病院	香川県			
179		香川大学医学部附属病院	国立大学法人	○		3
180	愛 媛 県	愛媛県立中央病院	愛媛県			
181		愛媛県立新居浜病院	愛媛県	○		2
182		市立宇和島病院	宇和島市			
183	高 知 県	高知赤十字病院	日赤	○		
184		高知県・高知市病院企業団立高知医療センター	高知県・高知市病院企業団	○		191
185	福 岡 県	北九州市立八幡病院	北九州市			
186		済生会福岡総合病院	済生会	○		27
187		久留米大学病院	学校法人	○	○	381
188		飯塚病院	会社			
189		福岡大学病院	学校法人	○		35
190		北九州総合病院	医療法人	○		
191		九州大学病院	国立大学法人	○		
192		聖マリア病院	医療法人			
193	佐 賀 県	佐賀県立病院好生館	佐賀県	○		7
194		佐賀大学医学部附属病院	国立大学法人	○		6

番号	都道府県名	施設名	開設者	ヘリポート置状況	ドクターへリ運航状況	搬送実績
195	長崎県	独立行政法人国立病院機構 長崎医療センター	国立病院機構	○	○	358
196	熊本県	熊本赤十字病院	日赤	○		115
197		独立行政法人国立病院機構 熊本医療センター	国立病院機構			
198	大分県	大分市医師会立アルメイダ病院	大分市医師会			
199	宮崎県	県立宮崎病院	宮崎県			
200		県立延岡病院	宮崎県	○		25
201	鹿児島県	鹿児島市立病院	鹿児島市			
202	沖縄県	沖縄県立中部病院	沖縄県			
203		浦添総合病院	医療法人	○		232
204		沖縄県立南部医療センター・こども医療センター	沖縄県	○		21
合 計				135	12	7688

(厚生労働省医政局指導課調べ)

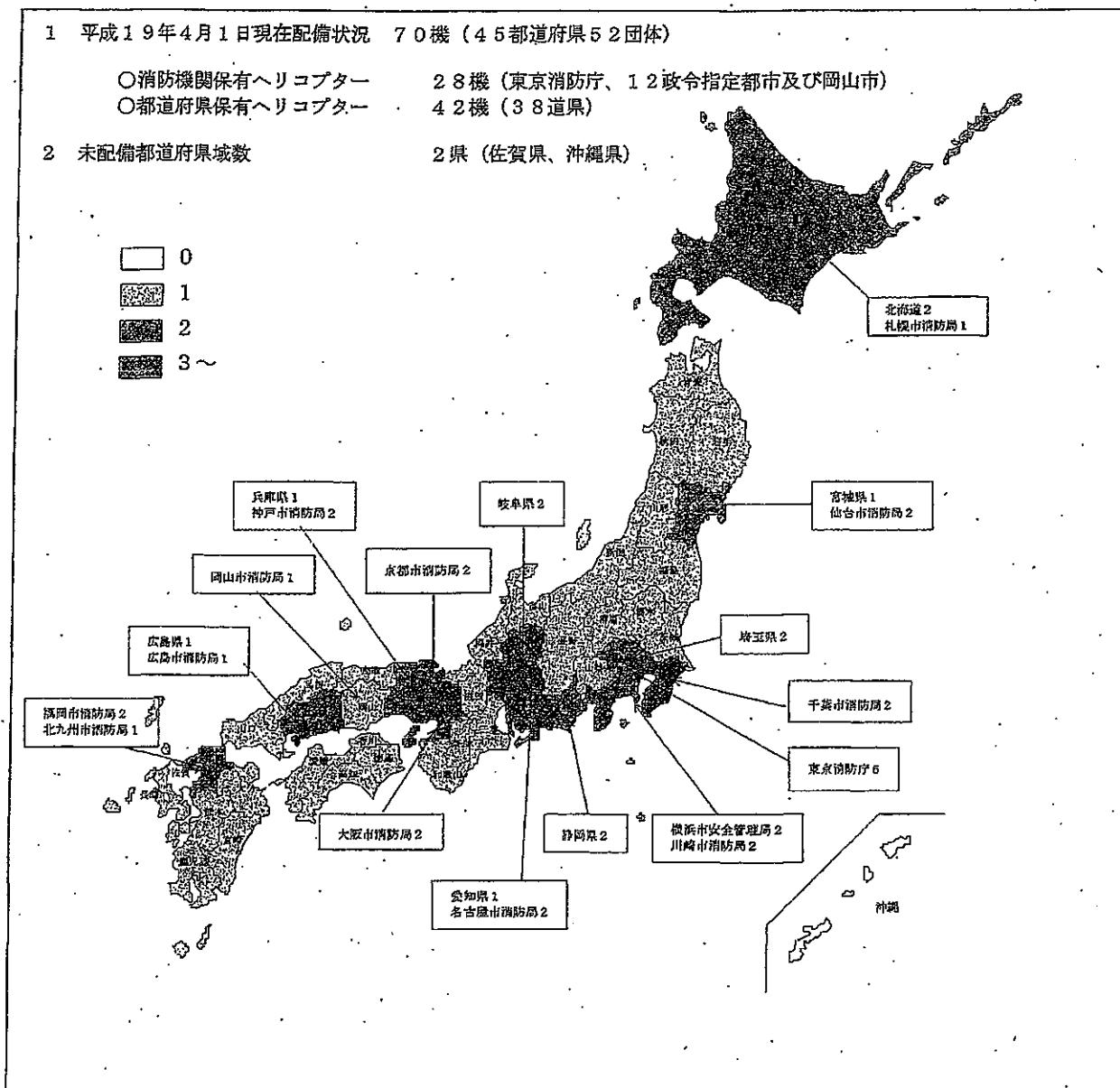
(注)平成20年8月現在、救命救急センターの総数は210施設

## ヘリコプターによる救急・救助業務

### 1 消防防災ヘリコプターの保有状況

平成 19 年 4 月 1 日現在の消防防災ヘリコプターの保有状況は、消防機関保有が 28 機、道県保有が 42 機の計 70 機となっており、未配備県は 2 県となっている。(別図、第 1 表参照)

**別図 消防防災ヘリコプターの保有状況**



**第 1 表 消防防災ヘリコプター保有状況の推移**

年区分	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年
消防機関保有ヘリ	27	27	27	27	28	28
都道府県保有ヘリ	41	41	41	42	42	42
計	68	68	68	69	70	70

(注) 各年とも 4 月 1 日現在

## 2 消防防災ヘリコプターの災害活動状況

平成18年中の消防防災ヘリコプターの出動実績は、火災出動1,073件、救助出動1,562件、救急出動2,762件、その他の出動209件、合計5,606件となっている。(第2表、第3表参照)

第2表 平成18年中消防防災ヘリコプター災害出動状況

区分	災害区分												(件)			
	火 灾			救 助			救 急			その 他						
	管内	管外応援	合計	管内	管外応援	合計	管内	管外応援	合計	管内	管外応援	合計	管内	管外応援	合計	
消防ヘリ	1 札幌市消防局	12	1	13	16	0	16	72	5	77	3	0	3	103	6	109
	2 仙台市消防局	45	1	46	36	2	38	23	7	30	24	0	24	128	10	138
	3 千葉市消防局	31	0	31	1	0	1	15	11	26	9	2	11	56	13	69
	4 東京消防庁	180	2	182	86	2	88	292	0	292	7	0	7	565	4	569
	5 横浜市消防局	82	1	83	2	4	6	0	0	0	11	0	11	95	5	100
	6 川崎市消防局	41	0	41	17	4	21	5	0	5	7	2	9	70	6	76
	7 名古屋市消防局	84	3	87	19	4	23	7	4	11	2	0	2	112	11	123
	8 京都市消防局	23	0	23	23	5	28	83	16	99	1	0	1	130	21	151
	9 大阪市消防局	22	0	22	1	0	1	4	0	4	1	0	1	28	0	28
	10 神戸市消防局	158	0	158	55	0	55	32	0	32	5	0	5	250	0	250
	11 岡山市消防局	21	5	26	8	1	9	28	1	29	5	0	5	62	7	69
	12 広島市消防局	39	11	50	29	4	33	26	47	73	5	0	5	99	62	161
	13 北九州市消防局	29	0	29	10	3	13	12	4	16	8	0	8	59	7	66
	14 福岡市消防局	79	1	80	23	4	27	38	12	50	5	0	5	145	17	162
	小計	846	25	871	326	33	359	637	107	744	93	4	97	1,902	169	2,071
道県ヘリ	1 北海道	4	0	4	33	6	33	91	0	91	8	0	8	136	0	136
	2 青森県	0	0	0	67	0	67	41	0	41	0	0	0	108	0	108
	3 岩手県	1	0	1	36	0	36	18	0	18	0	0	0	55	0	55
	4 宮城県	3	0	3	20	1	21	18	4	22	0	0	0	41	5	46
	5 秋田県	0	0	0	37	0	37	27	1	28	2	0	2	66	1	67
	6 山形県	1	0	1	57	0	57	44	0	44	4	0	4	106	0	106
	7 福島県	8	1	9	48	6	54	52	5	57	1	0	1	109	12	121
	8 茨城県	3	2	5	48	1	49	58	4	62	4	0	4	113	7	120
	9 栃木県	12	4	16	37	5	42	43	9	52	0	0	0	92	18	110
	10 群馬県	6	6	12	48	5	53	66	4	70	1	0	1	121	15	136
	11 埼玉県	19	8	27	31	4	35	34	12	48	4	0	4	88	24	112
	12 新潟県	0	0	0	36	0	36	29	2	31	22	0	22	87	2	89
	13 富山県	1	0	1	35	0	35	52	0	52	3	0	3	91	0	91
	14 石川県	0	0	0	26	10	36	28	5	33	2	0	2	56	15	71
	15 福井県	0	0	0	29	2	31	38	2	40	0	0	0	67	4	71
	16 山梨県	4	2	6	34	0	34	39	0	39	2	0	2	79	2	81
	17 長野県	9	1	10	60	2	62	126	2	128	19	0	19	214	5	219
	18 岐阜県	16	0	16	53	3	56	108	0	108	4	0	4	181	3	184
	19 静岡県	2	1	3	39	1	40	23	0	23	0	0	0	64	2	66
	20 愛知県	3	0	3	35	0	35	28	0	28	0	0	0	66	0	66
	21 三重県	4	0	4	23	5	28	27	5	32	0	0	0	54	10	64
	22 滋賀県	2	0	2	31	0	31	18	0	18	0	0	0	51	0	51
	23 兵庫県	6	0	6	17	0	17	83	0	83	2	0	2	109	0	108
	24 奈良県	0	0	0	17	0	17	12	3	15	1	0	1	30	3	33
	25 和歌山県	4	0	4	25	3	28	18	3	21	0	0	0	47	6	53
	26 鳥取県	2	3	5	22	0	22	57	5	62	1	1	2	82	9	91
	27 島根県	3	1	4	9	6	15	81	10	91	6	0	6	99	17	116
	28 広島県	13	1	14	2	0	2	41	0	41	1	0	1	57	1	58
	29 山口県	5	0	5	21	0	21	19	0	19	3	0	3	48	0	48
	30 徳島県	6	2	8	20	0	20	18	9	27	0	0	0	44	11	55
	31 香川県	2	0	2	6	1	7	14	6	20	5	0	5	27	7	34
	32 爽媛県	0	5	5	14	0	14	17	13	30	0	0	0	31	18	49
	33 高知県	10	0	10	38	2	40	221	1	222	2	0	2	271	3	274
	34 長崎県	3	0	3	5	0	5	22	0	22	7	0	7	37	0	37
	35 熊本県	6	1	7	25	4	29	203	6	209	1	0	1	235	11	246
	36 大分県	3	0	3	23	0	23	16	1	17	0	0	0	42	1	43
	37 宮崎県	1	1	2	26	0	26	38	4	42	3	0	3	68	5	73
	38 熊兒島県	1	0	1	9	0	9	34	0	34	3	0	3	47	0	47
	小計	163	39	202	1,142	61	1,203	1,902	116	2,018	111	1	112	3,318	217	3,535
	合計	1,009	64	1,073	1,468	94	1,562	2,539	223	2,762	204	5	209	5,220	386	5,606

\* 「その他」とは、地震、風水害、大規模事故等における警戒、指揮支援、情報収集等の調査活動並びに資機材、人員搬送等の出動で、火災、救助、救急出動以外の出動をいう。

平成19年救命救急センタードクター一運行状況(平成19年12月現在)

番号	都道府 県名	施設名	開設者	ドクター一(救命救急センター)	
				所有台数	運行件数
1	北海道	旭川赤十字病院	日赤	1	42
2		独立行政法人国立病院機構 北海道がんセンター	国立病院機構		
3		市立函館病院	函館市		
4		市立釧路総合病院	釧路市		
5		総合病院北見赤十字病院	日赤		
6		市立札幌病院	札幌市		
7		帯広厚生病院	厚生連		
8		札幌医科大学医学部附属病院	北海道		
9		日鋼記念病院	医療法人社団	1	31
10		手稲渓仁会病院	医療法人	1	
11	青森県	青森県立中央病院	青森県		
12		八戸市立市民病院	八戸市		
13	岩手県	岩手医科大学附属病院	学校法人	1	
14		岩手県立久慈病院	岩手県		
15		岩手県立大船渡病院	岩手県		
16	宮城県	独立行政法人国立病院機構 仙台医療センター	国立病院機構		
17		仙台市立病院	仙台市		
18		大崎市民病院	大崎市		
19		東北大学病院	国立大学法人		
20	秋田県	秋田赤十字病院	日赤		
21	山形県	山形県立中央病院	山形県		
22		公立置賜総合病院	事務組合		
23		いわき市立総合磐城共立病院	いわき市		
24	福島県	財団法人太田総合病院附属太田西ノ内病院	財団法人	1	97
25		会津中央病院	財団法人	1	154
26		独立行政法人国立病院機構 水戸医療センター	国立病院機構		
27	茨城県	筑波メディカルセンター病院	財団法人		
28		総合病院土浦協同病院	厚生連	1	23
29		茨城西南医療センター病院	厚生連	1	
30	栃木県	済生会宇都宮病院	済生会		
31		足利赤十字病院	日赤		
32		大田原赤十字病院	日赤		
33		獨協医科大学病院	学校法人		
34		自治医科大学附属病院	学校法人	1	52
35	群馬県	独立行政法人国立病院機構 高崎病院	国立病院機構		
36		前橋赤十字病院	日赤	1	36
37	埼玉県	さいたま赤十字病院	日赤		79
38		埼玉医科大学総合医療センター	学校法人		
39		深谷赤十字病院	日赤		
40		防衛医科大学校病院	防衛省		
41		川口市立医療センター	川口市	1	66
42		獨協医科大学越谷病院	学校法人		
43	千葉県	千葉県救急医療センター	千葉県	1	135
44		総合病院国保旭中央病院	旭市		
45		国保直営総合病院君津中央病院	事務組合	2	168
46		亀田総合病院	医療法人	2	102
47		国保松戸市立病院	松戸市		
48		成田赤十字病院	日赤		

番号	都道府県名	施設名	開設者	トータル(救命救急センター)	
				所有台数	運行件数
49	(千葉県)	船橋市立医療センター	船橋市		
50		日本医科大学千葉北総病院	学校法人	1	296
51		順天堂大学医学部附属順天堂浦安病院	学校法人		
52	東京都	日本医科大学付属病院	学校法人	1	409
53		独立行政法人国立病院機構 東京医療センター	国立病院機構		
54		東邦大学医療センター大森病院	学校法人	1	222
55		杏林大学医学部付属病院	学校法人	1	
56		都立広尾病院	東京都		
57		東京医科大学八王子医療センター	学校法人		
58		武藏野赤十字病院	日赤		
59		帝京大学医学部附属病院	学校法人	1	56
60		日本医科大学多摩永山病院	学校法人	1	55
61		都立墨東病院	東京都		
62		東京女子医科大学病院	学校法人		
63		都立府中病院	東京都		
64		駿河台日本大学病院	学校法人		
65		日本大学医学部附属板橋病院	学校法人	1	73
66		公立昭和病院	事務組合		
67		独立行政法人国立病院機構 災害医療センター	国立病院機構	1	98
68		東京医科大学病院	学校法人	1	2
69		昭和大学病院	学校法人		
70		東京女子医科大学東医療センター	学校法人		
71		聖路加国際病院	財団法人		
72		青梅市立総合病院	青梅市		
73		東京医科歯科大学医学部附属病院	国立大学法人		
74	神奈川県	聖マリアンナ医科大学病院	学校法人	2	1 122
75		独立行政法人国立病院機構 横浜医療センター	国立病院機構		
76		北里大学病院	学校法人	1	32
77		東海大学医学部付属病院	学校法人	2	694
78		昭和大学藤が丘病院	学校法人	1	39
79		聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	学校法人	1	96
80		横浜市立大学医学部附属市民総合医療センター	横浜市	2	332
81		国家公務員共済組合連合会横須賀共済病院	国共済		
82		川崎市立川崎病院	川崎市		
83		日本医科大学武蔵小杉病院	学校法人		
84		藤沢市民病院	藤沢市		
85		済生会横浜市東部病院	済生会		
86	新潟県	長岡赤十字病院	日赤		
87		新潟市民病院	新潟市	1	78
88		新潟県立中央病院	新潟県		
89		新潟県立新発田病院	新潟県		
90	富山县	富山県立中央病院	富山県		
91		富山県厚生農業組合連合会 高岡病院	厚生連		
92	石川県	石川県立中央病院	石川県	1	60
93		公立能登総合病院	事務組合		
94	福井県	福井県立病院	福井県		
95		公立小浜病院	事務組合		
96	山梨県	山梨県立中央病院	山梨県		
97	長野県	昭和伊南総合病院	事務組合		
98		長野赤十字病院	日赤		

番号	都道府県名	施設名	開設者	ドクターカー(救命救急センター)	
				所有台数	運行件数
99	(長野県)	佐久総合病院	厚生連		
100		慈泉会相澤病院	特定医療法人	2	10
101		信州大学医学部附属病院	国立大学法人	1	145
102		諏訪赤十字病院	日赤	1	
103		飯田市立病院	飯田市	1	
104	岐 阜 県	岐阜県総合医療センター	岐阜県		
105		岐阜県立多治見病院	岐阜県		
106		総合病院高山赤十字病院	日赤	1	23
107		大垣市民病院	大垣市	1	73
108		岐阜県厚生農業組合連合会 中濃厚生病院	厚生連		
109		岐阜大学医学部附属病院	国立大学法人		
110		静岡済生会総合病院	済生会	1	67
111	静 岡 県	順天堂大学医学部附属静岡病院	学校法人	1	2
112		県西部浜松医療センター	浜松市		
113		静岡赤十字病院	日赤	1	34
114		聖隸三方原病院	社会福祉法人	2	21
115		沼津市立病院	沼津市		
116	愛 知 県	名古屋掖済会病院	社団法人		
117		独立行政法人国立病院機構 名古屋医療センター	国立病院機構	1	
118		愛知医科大学病院	学校法人	1	45
119		藤田保健衛生大学病院	学校法人	1	16
120		岡崎市民病院	岡崎市	1	
121		豊橋市民病院	豊橋市		
122		名古屋第二赤十字病院	日赤		
123		小牧市民病院	小牧市		
124		愛知県厚生農業組合連合会 安城更生病院	厚生連		
125		社会保険中京病院	社団法人		
126		名古屋第一赤十字病院	日赤		
127		半田市立半田病院	半田市		
128	三 重 県	山田赤十字病院	日赤		
129		三重県立総合医療センター	三重県		
130	滋 賀 県	大津赤十字病院	日赤		
131		長浜赤十字病院	日赤		
132		済生会滋賀県病院	済生会		
133		近江八幡市立総合医療センター	近江八幡市		
134	京 都 府	京都第二赤十字病院	日赤	2	128
135		独立行政法人国立病院機構 京都医療センター	国立病院機構	1	19
136		京都第一赤十字病院	日赤	1	203
137	大 阪 府	大阪府立急性期・総合医療センター	大阪府		
138		関西医科大学附属滝井病院	学校法人	1	52
139		大阪府済生会千里病院	済生会	1	1,820
140		独立行政法人国立病院機構 大阪医療センター	国立病院機構	1	110
141		近畿大学医学部附属病院	学校法人	1	63
142		大阪府三島救命救急センター	財団法人	1	329
143		大阪市立総合医療センター	大阪市	1	269
144		大阪府立泉州救命救急センター	大阪府	1	154
145		大阪府立中河内救命救急センター	大阪府	1	237
146		大阪大学医学部附属病院	国立大学法人		
147	兵 庫 県	神戸市立中央市民病院	神戸市	1	280
148		兵庫医科大学病院	学校法人	1	52

番号	都道府県名	施設名	開設者	ドクターカー(救命救急センター)	
				所有台数	運行件数
149	(兵庫県)	兵庫県立姫路循環器病センター	兵庫県		
150		公立豊岡病院	事務組合		
151		兵庫県災害医療センター	兵庫県	1	676
152	奈良県	奈良県立奈良病院	奈良県		
153		奈良県立医科大学附属病院	奈良県		
154		近畿大学医学部奈良病院	学校法人		
155	和歌山県	日本赤十字社和歌山医療センター	日赤	1	285
156		和歌山県立医科大学附属病院	和歌山県		
157		独立行政法人国立病院機構 南和歌山医療センター	国立病院機構	1	40
158	鳥取県	鳥取県立中央病院	鳥取県	1	
159		鳥取大学医学部附属病院	国立大学法人		
160	島根県	島根県立中央病院	島根県	1	84
161		松江赤十字病院	日赤		
162		独立行政法人国立病院機構 浜田医療センター	国立病院機構		
163	岡山県	川崎医科大学附属病院	学校法人	1	15
164		岡山赤十字病院	日赤	2	27
165		津山中央病院	財団法人		
166	広島県	広島市立広島市民病院	広島市	1	29
167		独立行政法人国立病院機構 呉医療センター	国立病院機構	1	27
168		県立広島病院	広島県		
169		広島大学病院	国立大学法人		
170		福山市民病院	福山市		
171	山口県	独立行政法人国立病院機構 岩国医療センター	国立病院機構		
172		山口県立総合医療センター	山口県		
173		山口大学医学部附属病院	国立大学法人		
174		独立行政法人国立病院機構 関門医療センター	国立病院機構		
175	徳島県	徳島県立中央病院	徳島県		
176		徳島赤十字病院	日赤	2	189
177		徳島県立三好病院	徳島県		
178	香川県	香川県立中央病院	香川県	1	5
179		香川大学医学部附属病院	国立大学法人		
180	愛媛県	愛媛県立中央病院	愛媛県		
181		愛媛県立新居浜病院	愛媛県		
182		市立宇和島病院	宇和島市		
183	高知県	高知赤十字病院	日赤	1	30
184		高知県・高知市病院企業団立高知医療センター	高知県・高知市病院企業団		
185	福岡県	北九州市立八幡病院	北九州市	1	160
186		済生会福岡総合病院	済生会	1	492
187		久留米大学病院	学校法人	2	71
188		飯塚病院	会社	1	210
189		福岡大学病院	学校法人	1	235
190		北九州総合病院	医療法人	1	181
191		九州大学病院	国立大学法人		
192	佐賀県	聖マリア病院	医療法人	4	204
193	佐賀県	佐賀県立病院好生館	佐賀県		
194	佐賀大学医学部附属病院	国立大学法人			
195	長崎県	独立行政法人国立病院機構 長崎医療センター	国立病院機構		
196	熊本県	熊本赤十字病院	日赤	2	493
197		独立行政法人国立病院機構 熊本医療センター	国立病院機構	2	53
198	大分県	大分市医師会立アルメイダ病院	大分市医師会	1	73

番号	都道府県名	施設名	開設者	ドクターカー(救命救急センター)	
				所有台数	運行件数
199	宮崎県	県立宮崎病院	宮崎県		
200		県立延岡病院	宮崎県		
201	鹿児島県	鹿児島市立病院	鹿児島市		
202	沖縄県	沖縄県立中部病院	沖縄県		
203		浦添総合病院	医療法人		
204		沖縄県立南部医療センター・こども医療センター	沖縄県		
合 計				96(81施設)	11,380

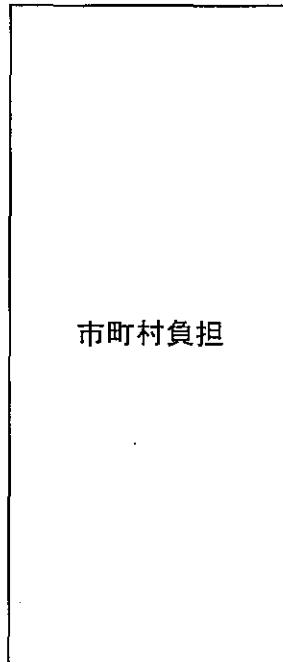
(厚生労働省医政局指導課調べ)

(注)平成20年8月現在、救命救急センターの総数は210施設

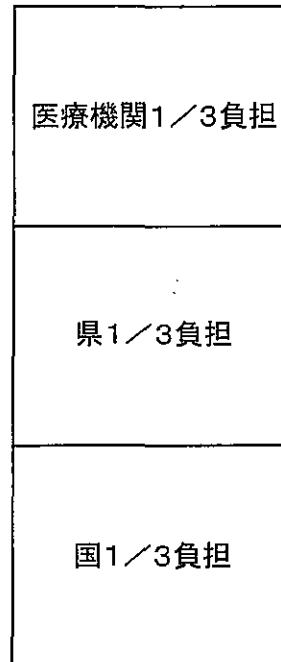
# 各搬送手段における公費及び医療保険による支援

＜公的に整備＞

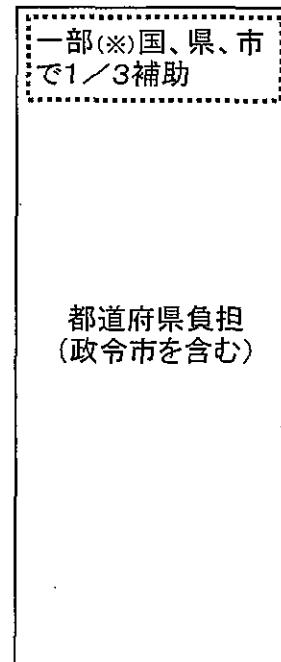
救急車



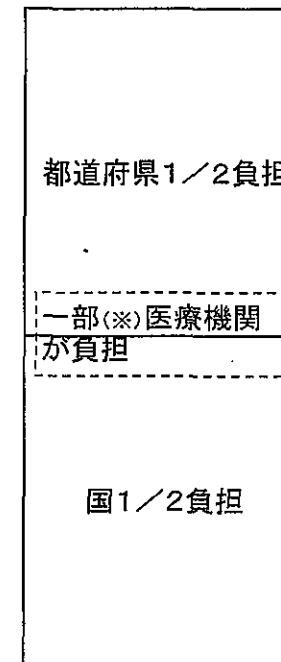
ドクターカー



消防・防災ヘリ

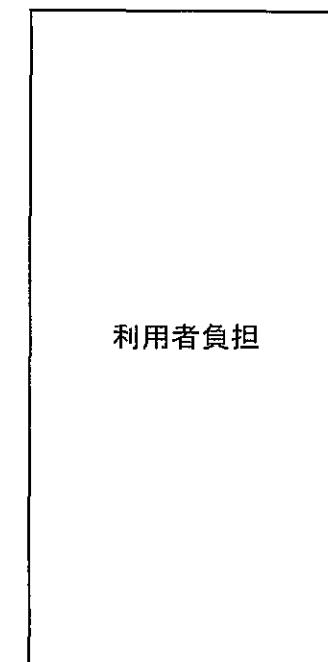


ドクターへリ



＜純粹な民間＞

タクシー等



※医師が添乗した場合

※補助基準額を超えた場合

患者負担なし

要件を満たせば移送費を支給  
平成15年度(健保・国保・老健)  
支給件数 1759件  
平均支給額 5.4万円

診療報酬  
(1300点)  
患者一部  
自己負担

救急搬送診療料
往診料

救急搬送診療料
往診料

救急搬送診療料
往診料

救急搬送診療料
往診料